

ロシア・東欧移民法制研究序説

中 村 賢二郎

1. はじめに

外国人労働者問題が地球的レベルで検討されはじめて久しい。特にヨーロッパでは最近、一国内の外国人労働者問題としてのみならず、transnationalな移民問題として国際間で解決すべき重要な政治課題の一つとして論争されている^(註1)。ドイツではすでに、州レベルでも移民法案が審議されはじめている。今夏(1996年)滞独中に入手した有力紙Frankfurt-Rundschauの7月17日(水曜日)号の4ページのAus dem Inland欄にはMichael Grabenströer記者の以下のような小記事がそれを伝えている。

「7月16日、ラインラント・プハルツ州内務省は、移民防止法と統合法Zuwanderungssteuerungs und Integrationsgesetzにかんする基本方針を策定した。同法案は夏休みあけに作成される。SPDとFDPの連立協定Koalitionsvereinbarungの成立した今年、ドイツでは、連邦参議院でしかるべくイニシアティブが争われている。Walter Zuber州内相(SPD)は難民希望者Asylbewerberと後期引揚者Spätaussiedlerを含む移民割当率ein Wanderungsquoteの義務的確定が緊急の問題であるとした。これまでの州内務省専門家筋の構想では、とりあえず2年間としているが、労組・雇用主・教会・福祉団体と人権組織代表で構成された審議会Gremiumは可変的割当率variable Quoteを提案している。法Verordnungによると、連邦政府は連邦参議院議員の4分の3の多数決でそれを議決しなければならないようになっていいる。同割当率の算定の際、前年度の同伴家族nachziehender Familienその他難民希望者と難民Flüchtlingおよび内戦難民Bürgerkriegsflüchtlingと後期ドイツ系移住者の数が加算されねばならない。本法案では同時に既に委託されている後期引揚者Spätaussiedler^(註2)の受入割当率をさらに低減させる方向にある。ラインラント・プハルツ州政府は、ここ5年間で約25%移住引揚者数の低下が望ましいと考えている。移民申請者Antragstellerのための移民受入事務所Immigrationsbürosを外国に設置しなければならない。マインツの本法案では、外国人がすでに8年間も待機しつづけている国に限り、特に移民申請ができるようにしている。難民申請手続Asylverfahrenと移民申込Antrag auf Zuwanderungとは無関係であり、新法では難民申請が受理されなくとも、移民申請は出国後2年間是可以する。」

夏休みあけ後のより具体的な同法成案の紙面発表を期待して9月17日の歸国寸前まで数種の有力紙を連日注意してみていたが、以上の基本方針にもとづくSPD勢力の強いこの州の同法案の策定および審議内容にかんするそのごの情報記事に接することができなかった。「ドイツは移民国にあらず」との基本路線をくずそうとしない今日のコール政権下で、州レベルの同法案が単なる政争の具としてではなく、どのように今後取扱われるのか注目しておきたい。

戦後しばらくは、経済成長のあかしでもあり、それに貢献するものとして人の自由移動をとらえる甘い考えがあった。安価な労働需要が落込み、国内労働者の失業増と共に、こうした国境を自由移動する人の動きを今後どのようにとらえなおすべきなのか、様々な角度からの再検討と理論化が迫られるようになってきた。

外国人労働者の導入については、1970年代はじめの先進ヨーロッパ諸国の一斉抑止策への転換以降も統合化Integrationを名目にした様々な国家管理・規制が繰返されてきたが、その実数はいっこうに減少するどころか、むしろ漸増していった。しかもそのごの周辺諸国との経済格差の拡大、民族的・政治的紛争の多発化で発展途上国から移住してくる人の巨大な流れはとどまることがない^(注2)。最近ではそれが型をかえて難民、とりわけ経済難民として、その本来の法的規制の枠組をこえて流入し、受入国内であらたな人種紛争と右翼政党の抬頭といったヨーロッパ社会と政治を根底からおびやかす大きな不安定要因となっていることは周知される。

ところが80年代までは時空間的に何とか管理し抑止しうるのではないかと楽観的に考えられてきたこのような労働移住問題は、そのご旧ソ連・東欧の社会主義体制の崩壊以降一挙にして全く新しい局面を迎えることになったのである^(注3)。21世紀の扉がまもなく開かれようとする今日、突然全く新しいタイプの東方からの人流を受入れざるをえなくなった現代社会のなかで、この新局面が現在および将来においてどのような意味をもつのか、というこの新しい国際人流の内蔵している不気味な問題の検討が十分になされてこなかった。むしろマスコミが流すその後に頻発した東方の民族紛争をめぐる新事件にとまどうばかりで、その底辺に流れる人流の音源の変化をきこうとしないている。というよりも、それに関する情報資料がわが国では極端に不足しているのが現状である^(注2)。

本稿は、1991年11月17日-19日カリフォルニア州のサンタモニカでRAND Corporation主催の旧ソ連邦よりの移民の将来にかんする会議Conference on Perspective Migration from the USSRの席上で同団体の国際政治部局の上級アナリストのF. Stephen Larrabee氏がおこ

なったレポートをもとにまとめた同氏の論文「Down and Out in Warsaw and Budapest—Eastern Europe and East-West Migration」を要約紹介したものである^(註3)。同会議はRANDの企画した旧ソ連邦からの今日の緊急移出入民にかんする調査プロジェクト活動のなかの一部として開催されたものである。

ソ連・東欧国の労働移住問題、とりわけ社会主義体制崩壊以降の問題にかんする信頼できる資料および研究調査文献は、海外でも崩壊以前は勿論それ以降もきわめて少ない。UNHCR, IOM, OSCE, CE等関係国際機関のここ数年来の活発化した調査・支援活動の動向を積極的に伝えているドイツの各紙をみるかぎりわが国のマスコミの情報提供は貧弱で、むしろサボっていると云うほかない。問題解決の緊急かつ重要性にもかかわらず、研究上の具体的かつ正確なデータを新聞報道にたよる以外に収集が困難な折から、こうした現状をふまえてみると同論文が69項目もの(注)のなかで提示した資料と引用文献をみるだけでも参考になる。引用された各紙および雑誌類の一部を以下列記しておく。New York Times, Financial Times, Washington Post, The Independent, Gazeta Wyborcza, Süddeutsche Zeitung, Frankfurter Allgemeine Zeitung, Deutschland Nachrichten, Die Zeit, Die Welt, Neue Züricher Zeitungの各紙, Die Spiegelおよび廃刊になったRFE/RL (Radio Free Europe/Radio Liberty: Report on Eastern Europe) また本論文の問題認識・分析の方向の確かさについては、1990年はじめの労作という時期的な制約を別にしてもそのごのUNHCR等国際機関の諸施策の活動展開の経過を省みると納得できる。とりわけロシア・東欧の労働移住問題は、21世紀にかけてますます法的にも複雑な国際的な波紋をなげかけることが予想される難問であるだけに、第7章のLarrabee氏のいくつかの提言はきわめて示唆的である。

2. 問題提起

1970年—80年代初期にワルシャワ条約機構からの年間人口流出数が10万人から1989年には、120万と劇的に急増した^(註4)。1991年5月制定の旧ソ連邦の新しいパスポート法^(註5)、全ソビエト市民に旅行の自由を許可したので、この数はさらなる増加が予測される。さらに、ソ連・東欧のリストラと民営化がはずみになって移民圧力となる^(註5)。ソ連経済の急速な非軍事化で3500万乃至4000万人が解雇されるとなると、このうちの多くの者が西欧に仕事を求め、あるものは東欧特にポーランドに出ていくであろう。

このような移出民圧力によって東西ヨーロッパがともに次のようなジレンマに立たされている。ソ連・東欧市民に旅行の自由をあたえよ、と圧力をかけてきたこれまでの西欧が、

それを実現可能な今になって、新しい移民の流出にドアをとぎすことができるだろうか。また自由な旅行の権利の獲得のために斗ってきた東欧諸国が旧ソ連邦市民のこのような権利を今更認めないわけにはゆかないからである。そしてこれからの新しい移民の波は西欧自身が、新しい大量の流出人口にたいする受容能力に限界を感じはじめた時にやってくるのである。最近、ヨーロッパ以外の第3国から政治亡命を申請した難民を含むと80万もの正規の移民を西欧は受入れてきた。1983年-89年の間に、庇護権請求者 asylum seeker数は3倍に増加したが、その大多数は東欧からのものである。これまで難民受入れに寛容であった米国・オーストラリアが政策を転換したため、そこへの移民中継国になっていたオーストリア・イタリアは今日では、増えつづける行き場をなくした東欧移民の受入国になってしまった。更に重要なことは、この新しい東欧難民の移民動機に変化がみられる点である。10年まえまでは、政治的信念による迫害から庇護を求める政治難民が、今日の難民や庇護権請求者の大多数は、いわゆる経済難民 economic refugeeで、その主要な移民動機は政治的迫害ではなく、経済的向上にある。このような経済難民は1951年のジュネーブ難民条約上の庇護権請求資格をもたない新しいタイプの難民といえよう^(注5)。このことが、難民の水たまりをつくり、東西欧州各国政府の頭痛の種になっているのである。東欧諸国でも旅行の自由が広く認められたために、不法移民が増大し、その多くがツーリストビザで入国して不法就労する。これが西欧の新しい経済・社会問題を発生させている。このような問題はフランス、ドイツ、オーストリアといった伝統的移民受入国のみならず、南欧諸国にも拡がりはじめた。更に、移民問題は西欧にとどまらず、ポーランド、ハンガリーといった東欧国も他の東欧諸国（例えばルーマニア）からの難民・庇護権請求者の流入に直面しはじめたのである。彼らの多くは、いづれ他国に流出するものの、そこに滞留するとなると、目下進行中のその国の市場原理による経済のリストラ時に新しい社会・経済上の負担となる。

以上のことは、要するに東欧移民が今やヨーロッパ全領域をおおう重要な治安問題となりはじめたことを意味するものである。さらに旧ソ連邦内の大きな社会不安と東欧諸国の民族対立の発生が、こうした問題を一そう深刻なものにするのである。東西ヨーロッパは今やこうした東西人口移住問題を慎重に考慮し、そのなりゆきの処理に共同して取組まねばならない時にきているのである。にも拘らず、ソ連・東欧内に潜在する移民問題やその政策上のジレンマについて殆どこれまでアカデミックな研究がないのはどうしたことか^(注6)。2つの理由が考えられる。その1つは、大抵の東欧諸国が移民データを公表しなかった

か、詳細な移民実数すらもつかんでいなかったため、その資料収集が難かしかったこと、移民の多くが不法移民であるために実態調査が困難であったという点もさることながら、さらにこの問題が21世紀にかけての今後のヨーロッパの安全保障と深くかかわりをもつことを今だに十分理解されてこなかったという問題認識のおくれがあって注目されなかった第2の理由である。

本論稿は、こうした現在の研究の空白を次の5の視点よりうずめるものである。(1) 旧ソ連邦からの移民のパターンと今後のその動向 (2) 同移民について東欧諸国のかかえる問題点と対策 (3) 東欧諸国相互間の移民動向 (4) これらの移民の主要な受入国ドイツの直面しているジレンマ (5) 東西ヨーロッパが共同して今後取り組むべき政策課題と対策の考察である。

3. 旧ソ連邦よりの移民—その実数と時期—

ソ連邦の崩壊で移民流出とその安全保障対策問題が注目される。西欧にソビエト市民が大量に流出するのではとの東西ヨーロッパの心配がどれ程現実的なものか、またその移民希望数と東西欧州に流出した実数をさぐる前に、これまでのソ連邦からの移民動向を時期区分してみるとよい。Sidney Heitmanはその戦後期を次の4期に区分している^(注7)。(第1表参照) 第1期(1949-70年)移民数のやや低い時期、第2期(1971-80年)東西国際関係の改善による移民急増期(70年代後半のデタント後退でやや低下) 第3期(1981-86年)東西国際関係の悪化による移民減少期、第4期(1987-1991年末)移民数の前代未聞の急増期。1990年1年間で377,200名がソ連邦より流出している。移民パターンと移民動機理由にも変化がみられる。まず前者については、ユダヤ人、ドイツ人、アルメニア人といった従来の移民グループに、1990年になるとPontacostal Christian と Pontian Greekが加わる^(注8)。移民増加理由には、主として次の3つがあげられる。①民族的紛争を動機とするユダヤ人、ドイツ人の移住が多くなった。②アメリカ移民法の改正で、今後移住チャンスがなくなることをおそれたユダヤ人とアルメニア人のかけ込み移住が多くなったこと。③ソ連邦の移民関連規則とその運用が緩和されたこと。同規則の改正がなくても、その運用面がより寛大になり、移民手続も迅速におこなわれるようになった。移民実数が増加しても、移出民の民族的特徴にはかわりがみられない。すなわち、移民の95%はユダヤ人、ドイツ人、アルメニア人、ギリシャ人の4民族グループで、その大抵の移民先は、これまで通り、イスラエル、ドイツ、米国、ギリシャである。(第2表参照)

第1表 1948—1990年間のソビエト移民の時期別実数

1948—1990	
時 期	合 計
1948—1970	59,600
1971—1980	347,300
1981—1986	44,000
1987—1989	308,200
1990	377,200
	1,136,300

出所：S.ハイトマン「1990年来のソビエト移民」5ページ

第2表 1948—90年間のソビエト移民の行先国別実数

行先国	民 族	1948—89	1990	民族別合計	合 計
アメリカ合衆国	ユダヤ人	170,800	6,500	177,300	268,500
	アルメニア人	63,800	6,500	70,300	
	Evan. およびPent.	14,000	4,100	18,100	
	その他	200	2,600	2,800	
イスラエル	ユダヤ人	191,900	181,800		373,700
ド イ ツ	ドイツ人	266,400	148,000	414,400	420,400
	ユダヤ人	—	6,000	6,000	
フランス	アルメニア人	12,000	—		12,000
ギリシャ	ギリシャ人	10,000	14,300	24,300	25,800
	アルメニア人	1,500	—	1,500	
そ の 他		28,500	7,400	—	35,900

その他は本表提示以外の国に移住した移民を示す。すなわち、ポーランドに一時出国し、そのごイスラエルへ移民した1万4千のユダヤ人、西欧諸国へ移民した2万1千3百のユダヤ人、Evan. とPent. のキリスト教徒の300および800のアルメニア人である。

出所：S.ハイトマン「ゴルバチョフ政権以降のソビエト移民」7ページ。

ところが、1991年5月の新しいソビエト・パスポート法の制定で^(註9)、軍人以外のあらゆるソビエト市民に旅行の自由が認められたため、各共和国内に民族的トラブルが発生し、西欧はソビエト市民の大量流出を懸念するようになった。現時点でその流出実数を正確に予想できないが、あるソビエト当局者の場合、700万乃至800万^(註10)。ヴィーンで1991年1月24—25日欧州会議Council of Europe主催の中欧・東欧諸国の人口移動にかんする閣僚会議出席のソビエト代表のVladimir Scherbakov（労働・社会サービス国家委員会議長）は150万乃至200万とかなり大差の予想をしている^(註11)。その流出数は旧ソ連国内の今後の開発とりわけ、ソ連邦の西側のロシア、ウクライナ、白ロシア各共和国の改革とそれによって派生する社会的動揺と民族的紛争の程度いかににかかわるからである^(原註6)。

この流出を規制する要因が3つ考えられる。①ソ連邦内の未発達で崩れかかった人の大量輸送システム。②受入国側のビザその他もろもろの規制。③個人が負担する移住費用。このうち②の要因が特に重要である。移住圧力がそのまま自動的に大量移住に結びつくわけではない。移民実行度およびその形態が、受入国の政策に左右されることは、多くの国際移民の研究者のすでに認める常識である^(注12)。したがって、東西ヨーロッパ諸国がビザ規制を厳しくするととなると、旧ソ連邦からの移住は阻止され、潜在移住希望者数は減少する。さらに移住希望と実際の移住意志を区別する必要がある。両者は同じものではない。移民を熟考するソビエト市民が多くても、実際にそれを決意するまでには知人の喪失とか文化的孤立、家族との絶縁等の現実の厳しさに耐えきれず、大抵の場合それをあきらめることになる。こうしたことを取上げて、ソ連邦からの大規模な移民の波の発生に懐疑的な西欧の研究者もいる^(注13)。また、大規模移民は先ず、ソ連邦国内で発生するはずだ、ユダヤ人、アルメニア人、ドイツ人以外のソビエト市民には海外移民の伝統がないからだと言う研究者もいる。後者の考えは中央アジア人の場合には的中している。彼らは生活水準の低さや失業をしても、自らの居住する共和国をこれまで離れていないからである^(注14)。しかし、こうした移民パターンや限度も旧ソ連邦内の多くの地域でもろもろの社会経済状況の悪化がこれ以上続くとなると、状況は変化するかもしれないのである。

これと関連して、1970年代中期以降、今までの国内移住パターンに重要な変化がみられることに注目する必要がある。1970年代中期以降、これまでの主要な国内移動先であったシベリア、中央ロシアから南部諸共和国（モルダビア、ウクライナ、コーカサスおよび中央アジア）へとといった移住パターンが南部諸共和国・地方から中央・東ロシアへと逆転現象がみられる^(注15)。とりわけ、ロシア共和国外に居住するロシア人のロシアへの帰還現象がみられるのである。その主たる原因は、南部諸共和国の人口増が労働市場に重圧となりはじめ、現地出身者の占める就職口が多くなると、ロシア人は母国帰還をよぎなくされる^(注16)。ロシア以外の諸共和国の主権独立宣言がこうした傾向を加速化した。さらに各共和国の国籍法など一連の法律改正がロシア人に不利に適用されたため、国を出ざるをえなくした^(注17)。ロシア国内の経済状況の低下が今後も続くなら、有利な仕事口や住みよい住居をみつけないロシア人の多くが、国外移住を決意するかもしれないのである^(注18)。

4. 東ヨーロッパへの圧力

旧ソ連邦からの大規模な移住の予測は、西欧のみならず、東欧にも重要な意味をもって

いる。経済のリストラを早急にしなければならない時期に、難民を受入れ、新しくやってくる移民に儲けのある仕事を用意するのに限られた力しかない中欧・東欧諸国には、前述のシェルバコフが少くみつもった150万という移民数すら重要な問題となる。さらにこれらの国の若干は、旧ソ連邦市民が西欧に移住する際の中継地点になるかもしれないのである。以下各国別に考察する。

a. ポーランドの場合

とりわけこの国は、旧ソ連邦国民の大量流出の影響をまろにうけている。最近この国へのソビエトのツーリスト数が急増した。1990年をとると、ポーランドへの全ツーリスト数のほぼ4分の1（1800万のうちの420万）が旧ソ連邦から訪れている。前年度比では67%増であり^(注17)、1991年度のその予想数は、全予想ツーリスト総数2100万乃至2200万のうちの600万とされている。このうち、ポーランドへの移住希望者数は今のところ不明であるが、ポーランド当局は不法移民の約80%が旧ソ連邦市民とみている^(注18)。ポーランドに入国するソビエト市民にはビザ乃至公認の招待状が必要だが、偽造ビザの大きな闇市場がすでにあって、こうした偽造ビザで入国するソビエト市民の増加は深刻な問題で、ポーランド当局の頭痛の種になっている。ポーランド内務省の報告では、1日平均偽造ビザで入国しようとするソビエト市民のうち約300人が国境に送還されているという^(注19)。

ポーランド政府は、旧ソ連邦からの大量移民の波に対処するため以下のような措置をとっている。1991年1月、内務省はポーランドの東方国境の安全強化プランを発表した。14ヶ所の新しい警備塔の建設と国境管理施設を近代化し、難民の大規模侵入阻止に軍隊の動員も臨時的プラントとして準備している^(注20)。また同内務省内に難民局を新設した。同局顧問Colonel Zbigniew Skoczylasによると、年間1兆5000億ズローチ（1億3000万ドル）を投入しても最大限5万人の難民しか受け入れられない。数百万もの難民の収容をしいられるなら^(注21)、ポーランドは完全に経済の破綻をきたすだろう。とりわけ不況と失業者の急増時に20万乃至30万ですら途方もない問題になると。

1991年8月のソ連邦の政変がソビエト市民のポーランドへの予想された程の大量流出をまねかなかったことは注目されてよい事柄である。この3日間の政変中にポーランドに庇護請求をしたソビエト市民は、わずか50名であり、出入国したソビエト市民数も同じであった^(注22)。ポーランド当局は、この政変による移民問題が当初恐れていた程深刻にはならないと判断した。ただし、当面の問題の1つは、ポーランドに大量入国するソビエト市民の滞在期間が1日乃至3日間といった短期滞在である点である。ポーランド領土内にい

る約14万ものソビエトおよびバルト3国の市民のほとんどが、短期滞在であるとみている。彼らの多くは密輸とかやみ屋をやって金儲けをしている。出入国をくりかえし、ポーランド国内にウオトカを密輸し、その販売で稼いだズローチをドルに、それをさらにルーブルに換金して実利を稼ぐのである。この違法なウオトカ密輸は、外貨不足のポーランドの重要な租税収入をかすめとることになる。こうした闇取引でポーランドは毎月8000万ドルを喪失していると云われている^(注23)。

第2の直面している問題は、ポーランドで不法就労しようとするソビエト市民にかんするものである。ポーランドで不法に就労しているソビエト労働者数は2万乃至3万でその大部分が土建業・農業に従事しているとポーランド当局はみている^(注24)。彼らはポーランド労働者の賃金のほぼ半額で就労するが、その収入すらロシアで稼ぐ賃金の2～3倍になる。1991年7月時点での失業率9.4%と失業者数増大の折に、ますますポーランド人の仕事場を奪っており、いずれ不法就労するソビエト労働者問題は、社会的・政治的緊張をつのらせる深刻な問題となるであろう。

第3の潜在しているが、より深刻な問題はソ連邦領土内に居住しているポーランド少数民族の大規模な移民問題である。1989年の人口調査によると、ソ連邦領土内に住居する彼らの数は、112万6334名であるが、実数はそれよりもっと多いはずである。彼らのうちの80%が次の3つの共和国（白ロシア417,720、リトワニア257,994、ウクライナ219,179）に集中居住し、さらに他の共和国（ロシア連邦共和国94,594、ラトビア60,416、カザフスタン59,956）にもかなりのポーランド人が居住している。

最近数年間にウクライナのポーランド人の多くが本国帰還を希望してきたが、技能と財力のある西側に居住するポーランド人とちがって、ソビエトに住むポーランド人の貧困で高令かつ技能のない人たちで、その多くが退職者である。彼らの帰国はポーランド経済に負担となる。ポーランド外務省の最近の調査によると、今後5年間に100万のポーランド人が帰国するとなると、20兆乃至30兆ズローチ（1兆84億乃至2兆74億ドル）の支出になるので、ポーランド政府は、彼らの帰国を思いとどまらせるようその調査報告書のなかで勧告しており、さらにそれにかわる提言として、彼ら少数民族が民族的同一性national identityを維持することを助け、移住しなくてもよいように彼らの現在おかれている諸状況の改善を全般的に支援する必要があることを述べている^(注25)。

リトワニアにも約26万人のポーランド人がいて、同国総人口の約7%を構成している。同国のポーランド少数民族の取扱いは、これまでに両国間の不和の原因となってきた。^(注26)

共産主義期には、この不和もかなりコントロールされていたが、同国がソ連よりの独立運動をつよめるにつれ、その取扱いをめぐる、ポーランドとの緊張が浮上してきた。つたえられるところによると、ポーランド人が全人口の80%と60%を占めるSalcininkai 地区とビリニウス地区の各自治協議会がモスクワでのクーデターを支援したことを理由に、1991年9月にリトワニア政府が両協議会にたいして解散命令を出したことを契機に両国間の緊張が高まった^(注27)。

また、ウクライナ、白ロシア、リトワニアで民族主義的な緊張が高まり、経済状況が急速に悪化したため、これらの領土内に居住するポーランド少数民族の多くが母国に移住を決意するようになってきている。こうした事態に直面して、これらの難民を受入れたくないポーランドは道義上も政治上もかなり苦慮している^(注28)。これらの人たちの多量流入をみとめたなら、この国のこれまでの深刻な経済問題をさらに悪化させ、改革成功の展望を取下げてしまうはめになるからである。ポーランド当局はウクライナと白ロシアのポーランド少数民族の大量移民の見込みは少ないと信じている。両共和国に住居する彼らはかなり同化し、かつ優遇されているからである。がさらにポーランド政府は、少数民族の権利の尊重を両共和国との関係改善に努める際の一つの課題とした。1990年10月同政府は、少数民族の権利の順守を保障する規定をもち込んだウクライナとの交友宣言協定に署名した。^(注29) 同じような協定を1991年10月に、白ロシアとも締結署名した。

これらの交友宣言は、両国が今後主権と独立をめざして行動するにさいして、その関係改善へのワルシャワ側の幅広い努力の1つでもある。ポーランドの基本的政策目標の1つは、両共和国、とりわけウクライナをして全欧安保協力会議CSCE、欧州通常兵器削減交渉CFEや欧州会議といった全欧的組織過程へ統合させることにある。ポーランドは、こうした国際組織への統合がポーランド少数民族の権利の縮小を計るキエフの超国家主義的で狂信的な愛国主義体制の発生にたいする重要な安全弁になると考えている。またポーランド政府当局者は、ウクライナが西側の援助を要請することは、キエフ国内の少数民族の処遇改善をよぎなくさせるにちがいないと信じている。

リトワニアの状況は、これよりももっと複雑である。ウクライナとちがって、リトワニアは、ポーランドに恐怖感をもっており、そのナショナリズムもより強力な鋭さをもってしている。しかし、1992年1月に、ポーランドはウクライナや白ロシアと交したと同じような両国間の交友宣言に署名した。このことが相互の緊張を緩和し、少数民族の権利の保障を準備するたすけになる。さらに、リトワニアに住むポーランド人の教育程度の低さ（教育

水準が強い移民圧力となるのが一般的である)が移民率を中庸なものにするのかもしれない。

b. ハンガリーの場合

ハンガリーでは移民問題がそれほど緊迫し重要なわけではない。西ウクライナのカルパチア地区にハンガリー系の少数民族がわずかに(15乃至20万)居住している。同少数民族は良く処遇されているので、移住意欲も帰国要求もこれまでにない。ハンガリーもポーランド同様、最近ウクライナとの関係改善を意識的に求めており、1991年6月、ウクライナと少数民族の権利を保障する基本原則と共同声明・宣言に署名した^(注30)。同声明はウクライナのハンガリー少数民族の民族・文化・教育・言語上の権利の尊重を保障する重要な手段になるものとしてハンガリー当局者は評価している。当局者はまた、ハンガリー少数民族の状況が最近一般的に改善されたので、ウクライナに居住する彼らがハンガリーに大量移住する可能性は少ないと信じているが^(注31)、同少数民族の状況が悪化して、多くの者が移住を決意するような事態になると、帰国を許可するよう道義的な強い圧力がハンガリーにかかってくるであろう。

ハンガリーは内務省内に難民問題部局を設け、若干の難民キャンプを作ったが、その1つが国連の援助でブタペスト郊外のBieskeに建設された。しかし、ハンガリー当局者は、ソ連移民の波がやってくるとは思っていない。既存の措置や通貨規制で、どんな移民の増加にも対処できると信じている。1991年10月ブタペスト政府は、通貨規制を伴った外国人に対する厳しい国境管理制を導入した。こうした規制は、主にルーマニア人とりわけジプシーの流入阻止のためのものであるが、ソビエト市民にも適用されている。さらに外国人雇用にかんする立法を強化し、1991年10月の指令では、ハンガリー国内で就労意思のある外国市民は、各々の国のハンガリー代表部の発行する特別労働許可ビザを申請しなくてはならなくなった。こうした措置は、ハンガリー国内の失業者数増加時に、不法外国人労働者の流入を減少させるためのものである。

C. チェコ・スロバキアの場合

チェコ・スロバキアは旧ソ連邦からの深刻な移民問題に直面しているようにはみえない。ポーランド人、ハンガリー人の場合とちがって、旧ソ連邦領土内に居住するチェコ人乃至スロバキア人はウクライナのVolyn地区にわずか1万5千の居住者以外にはいない。しかも、帰国希望者も殆どいない。彼らの多くが移住を求めた場合にも、管理できない程の数ではないのに、政府は増大する難民流入にそなえる準備をした。難民事務所を設置し、そ

こに国防省・内務省のスタッフを派遣したり、ソ連国境警備員を倍増させた。さらに1990年12月には軍隊を動員して、どんな大規模な移民でもこれを阻止できるよう立法を制定した。

1990年11月、チェコ・スロバキアは新難民法を制定し、1991年1月1日より施行されている。その内容は国境で庇護を申請した者は、男女を問わず、難民としての資格が認定されるまで特別キャンプに収容されねばならない。連邦内務省は90日以内に同申請を審理しなければならない、申請の認定をうけた庇護請求者は5年後には、市民権を申請できるというものである。

これまでの難民の流入制限で、1991年1月時点では、チェコ・スロバキアには1200名の難民しかいない^(注32)。彼らはチェコ共和国内に設置されている4つのキャンプと若干の非常用の収容所に収容されている。スロバキアではさらに、チェコ・スロバキア赤十字社の経費で潜在するソビエト難民のための難民キャンプを5つ建設中である。政府スポークスマンによると、同キャンプの収容能力は年間12万名である^(注33)。

d. ルーマニアの場合

ルーマニアは移民の主要な移出国であって移入国ではない。この国のメディアは、1990年の最初の8ヶ月間に80万強のルーマニア人が移民したと報道した^(注34)。その多くが青年層でしかも高学歴者である。正確に云って、これは2300万のこの国の人口のうちの重要な部分の頭脳流出である。近未来にしても、この国は移民の受入国ではなく、専ら移出国でありつづけるようだ。

しかし、このように評価を下してよいものか、モルダビア（モルドバ）の場合は複雑である。旧ソ連国内に335万のモルダビア人がいて、モルダビアに280万、ウクライナに32万居住している。彼らは民族的にはルーマニア人であり、ルーマニアの親族と強い血縁関係をもっているが、母国の低い生活水準と混迷した政治状況を主たる理由に帰国しようとなない。しかし、ロシアがモルダビアの管理権を再び主張しはじめるとか、人口の13%にすぎないそこに居住するロシア人の少数民族と大多数のルーマニア人との間に深刻な民族的緊張が生じてもすれば、モルダビアのルーマニア人の多くが本国帰還を決意するかもしれない。そうなれば、ルーマニア本国のこれまでの混迷しきった経済・政治問題を悪化させ、安定した民主的な制度設立の努力をさらに困難にしてしまうのである。

e. ブルガリアの場合

ブルガリアは旧ソ連邦の移民の影響をあまり深刻にはうけていないようである。ウクラ

イナに2万3千、モルダビアに9万と云うように、旧ソ連邦全体で37万のブルガリア人が居住しているが、ロシア、ウクライナ、モルダビアに重要な不安定要因でもないかぎり、今のところ彼らの帰国とか西側に移住するという傾向はみられない。

ブルガリアにとって主要な問題は、トルコ人少数民族の統合である。1989年ジュエコフ政権の時代に、31万のトルコ人を移住させるための人権差別的な立法がなされたが、同政権の後継者は、同年12月に同法を改正したため、その約15万のトルコ人が帰還した。1990年1月には、ブルガリアのいくつかの都市でトルコ人にたいする差別的立法の撤回を求める大規模なデモが発生した。トルコ人少数民族の権利にかんする問題は、今後もブルガリア政権の争点となるだろう^(注35)。

5. 東欧内移民

東欧圏内を移住する東欧各国のかかえる移民問題がこれである。ここでの主要な問題はルーマニア人、とりわけジプシーの移住にかんするものである。大抵のジプシーの移住目標は、彼らが通過する東欧諸国での居住ではなく、オーストリア乃至ドイツといった西側にいくことである。彼らの多くは、ビザ乃至有効な証明書を持参していないので、ドイツやオーストリア国境で追い歸され、通過地点にした東欧諸国への歸還をよぎなくされる。中央ヨーロッパ諸国でこのようなジプシーが社会問題になっている。彼らの多くは、社会的にも無視されたままで、貧しい生活をしいられ、時には乞食とか軽犯罪をおかす。

とりわけ、ポーランドは多くのルーマニア・ジプシーの流入に遭ってきた。現在も5万乃至7万が同国内に居住していると云われている^(注36)。その流入阻止のため、1990年12月に入国許可にかんする規則を強化した。同規則によると、ポーランドに入国するルーマニア人は往復切符の代りに、公認の招待状を持参し、滞在予定日数に応じて1日少くとも20万ズロチを現金で所持していることを証明しなければならなくなった。ジプシーの流入は一般市民の憤りと社会不和の原因となりはじめている。1991年7月には、ムラバ市でポーランド人の暴徒がジプシー・グループを襲い、彼らの家を略奪した事件の後、数百人のジプシーたちがスウェーデンに避難した^(注37)。ジプシー等が特に憤りの対象になるのは、彼らの中の多くが、不正取引や密輸で金持ちになってきたからである。ジプシーの大量流入もまた、不法な国境通過の数を増加させている^(注38)。ポーランドに不法入国して次にドイツに渡ろうとするジプシーの多くが、ポーランド国境を不法に通過しようとしている。逮捕・送還されると、合法的に貧困生活をしながら、不法に越境できる工作をして、次の

機会を待つのである。不法越境者数の急増は、ドイツ国境警備能力をはるかに越えるものがあり、ボン・ワルシャワ関係を緊張させている^(注39)。

チェコ・スロバキアに居住する大多数の難民もルーマニアからきたものであり、その多くは不法入国者である。1991年6月チェコ・スロバキアは合計226人の難民を国外追放処分にしたが、その大部分が不法入国し、更にドイツへ渡航しようと試みたルーマニア人であった。そのほかに、チェコからハンガリーをへてルーマニアに送還する列車の通過をハンガリー政府が拒否したために、同年7月に特別機で空輸した800人の被国外追放者がいる^(注40)。

ハンガリーも同じ問題に直面した。難民事務所によると、約3万乃至3万5千のルーマニア市民が1989年以前にハンガリーに入国したが、その多くはハンガリー系であったので、かなり容易にハンガリー社会にとけ込めた。しかし最近では、これらルーマニア移住者のなかに難民がまぎれ込み、その多くがジプシーであった。彼らの流入をおさえるために、ハンガリーは1991年10月はじめに、外国人にたいする外貨規制を含む厳しい国境管理を導入した。ところがこの動きをルーマニアに居住するハンガリー少数民族は、自分たちの立場を複雑にするものであると非難した。ユーゴでの紛争は、ハンガリーの難民問題をかなり悪化させている^(注41)。赤十字の報告では、1991年10月以来3万5千以上の難民がハンガリーにいて^(注42)、うち67%の多くはクロアチア民族で一時的庇護を求め戦争終結後は帰国を求めているが、そのうちの25万乃至26%はハンガリー系である^(注43)。ハンガリー政府は、ユーゴスラビアの多数のハンガリー少数民族に特に配慮している。約43万のハンガリー系住民の大部分がセルビアのVojvodina地区に居住している。コソボのアルバニア人同様、1989年来セルビアは彼らの政治的権利を漸次制限してきた。彼らの権利が縮小されつづけるなら、多くの者が避難乃至移民を決意するかもしれない。他の多くの難民に食料・住居を供與する必要があったりして、すでにかなり痛めつけられているハンガリー経済には、こうした重要な難民の流入をさらに吸収するとなるとかなりの負担になり、社会的緊張を悪化させるだろう。

以上のような増大する移民・難民問題に中欧3国（ハンガリー、ポーランド、チェコ・スロバキア）は協力体制をとりはじめた。先ず第1歩として、10月各国のこれまでの難民政策を調整し、庇護資格申請手続にかんする統一的な立法規則を設けることに合意した。このような動きは、中欧地域全体に重要な意味をもった1990年2月のVisegrad サミット以降、3国間ではじまった協力体制づくりの一般的動向の一部と考えられる。

6. ドイツと東西移民

増大する東欧からの移民動向を展望すると、西ヨーロッパとりわけドイツ連邦共和国はいくつかの重要なジレンマに立たされている。西ドイツはここ10年来、外国人移民の大規模な流入に直面してきた。それは1989年11月のベルリンの壁の崩壊以前にすでに始まっていたが、それ以降も増加の一途をたどってきた。その増大数は東欧からのものである。例えば、外国人労働者導入を中止した1974年段階で、東欧からの西ドイツ移住者数は7,994人で、それは全外国人流入者の5.3%にすぎなかった。1988年段階では、133,742人が東欧から西ドイツに移住してきた^(注44)。これは同年全外国人流入者数の39.7%で、このうちポーランドからの者が約3分の1、つづいてトルコ人12.1%、ユーゴスラビア人8.6%であった^(注45)。

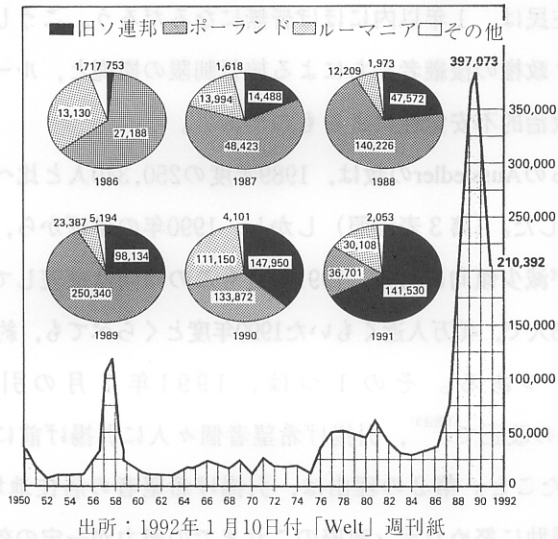
(1) ドイツ系民族の移住

ドイツ連邦共和国にやってくる東欧からの外国人の流れには、主として2つのタイプがある。①帰国をのぞむドイツ系の引揚げ者Aussiedler ②非ドイツ系の庇護権申請者Asylantenである^(注46)。①の引揚げ者には東欧からやってくる非ドイツ系難民には適用されないいくつかの特典がある。すなわち、彼らはドイツ人とみなされ、ドイツの労働市場で働くことができ、若干の社会保障をうける資格をもっている。彼らは高度の技能資格をもち、ドイツ語に堪能な者が多かったが、最近流入してくるドイツ系引揚げ者のなかには、こうした特技のない者が少くない。そのため①②両グループにかんする問題には変異がみられなくなっている^(注47)。

1988年以来Aussiedlerの流入数が漸増した(第1図および第3表参照)。1990年度には、397,073人がドイツに移住した^(注48)。これは1988年度の202,673人の約2倍。1990年度の同移住者中の最多数は、旧ソ連邦(147,950人)からのもので、つづいてポーランド(133,872人) ルーマニア(111,150人)となる。とりわけ第4表は以下のような興味ある兆候を示している。1990年度の同実数は147,950人で、1989年度(98,134人)の3分の1増、1988年度(47,572人)の3倍増。1991年度も同移住者数は同じく増加しており、同年度はじめての9ヶ月間にすでに11万3千人あまりのソビエト在住のAussiedlerがドイツに移住した。もしこうした増加傾向が継続するなら、旧ソ連邦内のドイツ系人口はここ5年乃至10年以内にほぼ涸渇するかもしれないのである^(注49)。

さらに、ルーマニアからの引揚げ者数も1989年から1990年にかけて4倍以上に増加している。1988年度12,902、1989年度23,387、1990年度111,150。1990年度の引揚げ者実数は、

第1図 1950—91年間のドイツ系引揚げ者の出身国別実数



第3表 1980—90年間のドイツ系少数民族の出身国別引揚げ者実数

年度	ポーランド	ソ連邦	ルーマニア	合計
1980	26,637	6,954	15,767	51,984
1981	50,983	3,773	12,031	69,336
1982	30,355	2,071	12,972	47,992
1983	19,121	1,447	15,501	37,844
1984	17,455	913	16,553	36,386
1985	22,075	757	14,924	38,905
1986	27,188	882	13,130	42,729
1987	48,423	14,488	13,994	78,498
1988	140,226	45,572	12,902	202,645
1989	250,340	98,134	23,387	377,036
1990	133,872	148,000	111,000	397,073
1950—1990	1,372,182	403,308	353,320	2,345,229

(注) 以上は主要出身国のみを表示した。

出所：1991年11月17—19日サンタモニカでの「今後の旧ソ連邦よりの移民」にかんするRANDの会議での Mirjana Morokvasic-Mulier 氏のレポート。
「シナリオに侵入する東・中欧圏からと同圏内の循環移民」19ページ。

第4表 旧ソ連邦よりドイツへ歸るドイツ系少数民族の年期別引揚げ者実数

年期	合計
1948—1970	22,400
1971—1980	64,300
1981—1986	19,500
1987—1989	160,200
1990	147,950
1991	141,530

ルーマニアに在住するドイツ系住民の約半数に近い。こうした傾向が続けば、ルーマニアに在住するドイツ系住民は、1年以内にほぼ皆無になるだろう。こうした増加の主たる理由は、チャウシェスク政権の後継者たちによる旅行制限の撤廃と、ルーマニア国内のひどくなってきた経済・政治的不安定性によるものである。

他方、ポーランドからのAussiedlerの数は、1989年度の250,340人と比べても、1990年度は133,872人とほぼ半減した。(第3表参照)しかし、1990年の半ばから、ドイツに移住するドイツ系引揚げ者数が減少傾向にある。1991年度もこの傾向は継続しており、同年これまでのその実数は221,995人で、40万人近くもいた1990年度とくらべても、約半減である^(注50)。この減少理由は、2つある。その1つは、1991年7月の引揚げ者受入法Aussiedleraufnahmegesetzの改正で^(注49)、引揚げ希望者個々人に引揚げ前に予め本国帰還申請書の提出を義務付けたこと。第2の理由は、引揚げ希望者の居住地Aussiedlergebietに積極的に直接物質的援助に努めたボン政府のこれまでの努力が一定の効を奏したためである。このような援助は、特にソビエト連邦内に居住する約200万のドイツ住民にたいしても実施され、それぞれの引揚げ希望者が現在の居住地に安住できるようにしむけるためのものであった。ボン政府は、ドイツ系住民たちのためを思って1941年にスターリンが彼らをそこから集団追放したかつてのボルガ共和国の再建をソビエト政府、最近ではロシア政府に要請した^(注51)。ゴルバチョフ大統領は、1991年10月のソビエト・ドイツ人会議The Congress of Soviet Germansに声明書を送って、そのなかでボルガ共和国の再建を約束した。イェリチンは、1991年11月のボン政府訪問中に、この約束を再確認したが^(注52)、そのご、同約束がボルガ共和国の復活により再移住をよぎなくされる恐れをいただいたボルガ地区に現住する多くの住民の抗議にあい、それ以来彼はドイツ人共同体の漸進的かつ着実な再建が必要だとして、この問題にたいしてあいまいな対応しかしていない。ドイツ系住民のためのホームランドを造ろうという考えでは、旧ソ連邦からの引揚げ者たちの流出をくい止められなかったわけである。1991年度の引揚げ者実数は全体的にみて減少傾向にあっても、旧ソ連邦から移住してくる引揚げ者実数だけは、1990年度同様あまり変化がみられない(1990年度147,950人にたいして、1991年現在で141,350人)。ドイツ系住民共同体の在住者のうちの90%が移住の準備中である、との旧ソ連邦のドイツ系住民政府当局者のさる報告書がある^(注53)。このうち、どれだけの者が本当に移住をしようとしているのか、それは各共和国の、とりわけロシア共和国の経済発展の度合と大いにかかわりをもっている。ドイツ系住民共同体内の経済状態が急速に改善しない限り、そのうちの多くがそこをはなれ、

既にボン政府が恐れているような途方もない移住問題に発展しかねないのである。^(訳注10)

(2) 難民申請者

ドイツにたどりついた1990年度のAussiedlerの記録的な実数増もさることながら、この年の難民申請者数も1989年度より倍増した^(注54)。1990年度のドイツの同申請者実数は、193,063人で、前年度の59%増であり、EC内全体の難民申請者の半数に近い実数である。

(第5表参照) うち申請者数の最高は、ルーマニアからの35,345人で1989年度の3,121人のほぼ10倍増である。これにつづくのがユーゴスラビア(1989年度の19,423人にたいする1990年度の22,114人)とトルコ(1989年度の20,020人にたいする1990年度の22,082人)からのものである。ブルガリアからの申請者数もかなり増加している。(1989年度のわずか429人が1990年度は8,341人) さらに、レバノンとかベトナム^(訳注11)といった第3国からの申請者数も急増している^(注55)。

第5表 ドイツ連邦共和国の庇護権請求者の出身国・年度別実数

	出身国					合計
	ルーマニア	ユーゴ	トルコ	ポーランド		
1989	3,121	19,423	20,020	26,092	121,318	
1990	35,345	22,114	22,082	9,155	193,063	
1991	40,504	74,854	23,877	3,448	256,112	

(注) 庇護権請求者合計実数は、他の出身国からのものも含む。

出所：「フランクフルト・アルゲマイネ」新聞、1992年1月6日号より。

これと対照的に、ポーランドからの申請者数が劇的に減少し、1989年度の26,092人が1990年度は9,155人となった。この減少は、おそらく旅行の自由がこの国で大幅にみとめられたためである。ポーランド人の多くが、西側とりわけドイツに旅行に出かけ、そこで臨時的に不法就労しポーランドに再び帰国する。かくしてそこでの移民圧力はなくなっている。

(第5表参照)

難民申請者実数は減少のあとがみられない。1991年度の目下のドイツの申請者実数は256,112人で1990年度の32.7%増である^(注56)。このうち第1位は、ユーゴスラビアからのもので74,854人で前年度の3倍増。第2位はルーマニアの40,504人、つづく第3位はトルコの23,877人、第4位はブルガリアの12,056人。とりわけ旧ソ連邦からの申請者数が1990年度の2,337人から1991年度には5,690人とほぼ倍増したことは重要な意味をもっている。それと対照的にポーランドからのそれは減少傾向がつづいている。(1989年度26,089人、1990

年度9,155人, 1991年度3,448人)

ドイツに難民申請を求める庇護権請求者が多い主要な理由は、ドイツ連邦共和国の自由な難民法にある。EC内の他の国とちがいで、ドイツは、庇護申請者を直ちに国境外に追いかえすことができないのである。ドイツ連邦共和国基本法の第16条では、彼らに庇護権を請求する権利を認めている。さらにそれを拒否された申請者にも、この国に滞在する権利を認めているEC内の唯一の国家である。

1989年以降、東欧と旧ソ連邦内の度かさなる政変が難民問題をかなり複雑にし、難民申請者数を増加させることになったことについては既にみた。だが1989年以前なら政治的・宗教的迫害を理由に難民としての資格を付与されたかもしれない東欧からきた申請者の多くが、今日ではその資格を認定されなくなった。既にみたように今日東欧からやってくる難民申請者のほとんどが政治難民ではなくて経済難民であり、彼らには難民としての地位を求める資格がない。そのため難民認定申請者数はかなり減少した。例えば、1986年度の全申請者中の難民認定率16%が1990年度には、5%にまで低下した^(注57)。申請者の多くがいまだに滞在をつづけているのは、訴訟手続をいたずらに長びかせることによってである。同時に、不法・違法移民実数がかげのぼりに増加しているのは、彼らがポーランドやチェコ・スロバキアからドイツ国境を秘密裡にやってきた不法な越境者であるからだ。ドイツ内務省の発表した実数では、1991年度前半のドイツへの密入国者数は4万2千人で、チェコ国境で5,422人、ポーランド国境で2,960人、うち70%がルーマニア人でジプシーであったとのべている^(注58)。

難民申請者の急増は明らかにドイツ国内の社会的緊張を高め、外国人にたいする暴力事件を増加させた^(注59)。外国人にたいするこうした敵意が最もひどいのは失業率の高い東独であるが、西ドイツでも明らかに増大している。外国人にたいし敵意をもつ右翼への支援が強いのは、実は、旧東独よりむしろ西独であるという世論調査がある^(注60)。難民流入にかんする配慮がドイツの内政の重要問題になってきているわけがここにある。1991年9月末のブレーメンの地方選挙で、ドイツの自由な難民法を利用しようとする外国人にたいする規制強化を唱えて選挙運動をした右翼政党のドイツ人民同盟DVUが全投票数の6.2%を獲得して、はじめて地方議会の議席をえた。敗北した社会民主党SPDは難民規制を強化するためのどのような改憲にも反対を唱えていた。ドイツ人民同盟はこれまで伝統的に社会民主党を支持してきた有権者層とりわけ労働者層地区で新しい支持者をとり込んだのである^(注61)。

難民問題は昨年度来ドイツの主要政党間の白熱的な論争の焦点となっている^(注62)。キリスト教民主同盟CDUは、その姉妹政党である社会同盟CSUと組んで、国境警備隊が難民を国境の外に送還できるようドイツ基本法の改正を要求したが、社会民主党と自由民主党FDPはいかなる憲法の改正にも反対した。憲法改正には3分の2の多数の賛成が、すなわち社会民主党の支持が必要なので今のところキリスト教民主同盟の努力が功を奏することはない。ところが、1991年10月当面の緊張を除去するために難民申請手続を迅速化し、難民センターの数をとりわけ旧東独の新しい各州に増設することで3大政党間の合意が成立した。社会民主党のなかにはドイツ系引揚げ者Aussiedlerの特権をやめて、すべての移住者に単純に割当制を設けるべきであるという政治家もいる。しかしコール政権はドイツは移民国家ではないと主張する一方で、CDUの重要な選挙地盤であるドイツ系引揚げ者数のいかなる制限をも拒否している^(注63)。その代りに移民・難民問題にかんする次のような政策・措置の組み合わせを提唱した。①東欧にたいし財政的・物質的援助を増額して、移住希望者の現居住地への居住志向をたかめる。②庇護権制限のための憲法を改正する。③EC内のビザおよび難民政策の統合化をおこなう。④ECのみならずヨーロッパ内で難民をより公平に配分しあうこと。ボン政府はこうした問題についてEC諸国が一そう協力しあうことを要請した。コール首相は1991年6月のルクセンブルグ・サミットで難民と移民についてECが共通した政策をもつことの必要性を強調した^(注64)。1992年末までに全国境を撤去するというECの目標を達成するとなると、こうした政策が重要である。EC内の国境がなくなると、EC全市民がEC内市場を無制限に自由移動することになるだろう。こうなると、おそらくEC内の共通した難民政策がドイツ基本法の改正を求めるようになる。そうなるとドイツ基本法第16条の規定するような自由な庇護権制度に同意するような西ヨーロッパ政府はいないからである。

ボン政府は不法入国問題をより適切に管理・統制するために東欧各国とも協力を密にした。とりわけポーランドと協力して、ポーランド・ドイツ国境を不法に通過する移住者数の削減への努力を強めた。1990年12月ポーランドは入国してくるルーマニア人にたいしてビザ・通貨制限を導入した。この措置が同国を通過してドイツにやってくる不法移住者数の削減をたすけた。だがこうした措置だけでは問題解決にならない。おそかれ早かれ、ドイツは移入民国になることを認め、政治難民の庇護しか認可しないといった旧来の厄介な制度を固執するよりも、移民割当制を設けなければならなくなるだろう。こうした考えについてはいまだにかなりの、とりわけCDU/CSU内で抵抗があるにせよ、結局はこれま

で主要な社会・経済・政治問題になってきたものを最も効果的に管理する方法かもしれないのである。こうすることによって、ドイツの移民流入の流れを良くし、労働・住宅市場と彼らの入国との調整が可能になるだろうし、違法な庇護権申請者や不法移民の数を減少させる早道ではないだろうか。

7. 東西協力にむけての政策協議事項

ドイツ連邦共和国の当面する以上の問題が他の西欧諸国より先鋭にあらわれたにしても、それはヨーロッパ全体のかかえている問題の一部にすぎないのである^(注65)。最近10年間で、ヨーロッパの難民申請者数は、1970年初期の数千から1990年には50万とうなぎのぼりに増加した。思いがけないこれだけ多くの難民の流入に西欧諸国は用意をしていなかったし、彼ら難民を処理する既存の手続・制度ではこれを背負いきれない。彼らの多くが旅行証明書・有効なビザを所持せずに来てくるので、さらにもろもろの行政上の紛争がこじれる始末である。これを処理する経費もまた跳ね上った。1989年度のヨーロッパ10ヶ国の難民申請者の世話にかけた費用は、カナダを加えてもせいぜい45億ドルであったが、1992年度は80億ドルに上昇するのではないかと予測されている^(注66)。

こうした問題に、さらに1989年以降の旧ソ連邦と東欧の政治的自由化の過程で生ずる問題が加算される。東から流出する人口の大きさを正確に測定することは、それがかなりシナリオ通りにおこなわれたとしても困難である。東西ヨーロッパ間の経済格差、東欧経済改革に要する年月の長さからしても、短期的にみると出国希望者数は西ヨーロッパの受入可能数をはるかにこえて多いようだ^(注67)。

しかし、21世紀はじめになると、西欧の1960年代70年代の出生率の低下で、慢性的な労働不足が生じ、それが東方からくる労働者に新しい就職のチャンスを用意することになるだろう。伝統的に労働力の輸出国であったイタリア、ギリシャ、スペインのような国ですら労働不足をきたし、長期的には東からの労働力の流入で利益をえることになるだろう。問題はここ10年間といった短期、とりわけ旧ソ連邦や東欧が大規模な調整問題とか失業者数の上昇に直面するここ2乃至5年間で問題となる。この間に西欧および東欧のある部分に移民数の増加がある。したがって、最悪のシナリオ通りのことが生じない場合でも、東西間の協力を高めることが、人口の西側への大きな流入を管理するために必要となる。とくに不法移民問題がひどくなっていくからである。

最近東からの増大する移民圧力にたいする西欧諸国の対応策は国境コントロールとビザ

規制の強化であると考えられているようだが、こうした常套手段のみで移民は阻止できない。東の押し出し要因である本当の流出原因にふれていないからである。さらにこのような措置は、人・情報・思想の自由な交流を求めるヘルシンキ最終決議の3目標の基本精神と目的にも違反することになる。ここで必要な政策とは、流出の根本原因にふれたものであってコントロールの強化を開発措置とコンビでおこなう幅広く測られた多段階的な長期戦略である。こうした戦略の成功には、一国とか西側の努力だけでは不可能である。東側の各移出国との協力が必要となる。とりわけ、ロシア・ウクライナやバルチック海諸国は、西欧の移民規制の努力とコンビを組まなければならない。これらの地域は旧ソ連邦からの移民の主たる源泉になっているからである^(註68)。したがって、東西移民の規制と安定化には、彼らの協力が重要となる。

同時に、ソビエト科学インテリゲンチヤとりわけ軍産複合体の機密部門で仕事をしてきた技術者の大規模な移住が安全保障上意味するものにより注目する必要がある。市場改革とか軍縮協定上の緊張がうんぬんされはじめている現時点で、数万もの有能な高技能科学者が失業をよぎなくされているのであるから。彼らのうちの多くが即金払いの割のよい仕事や高賃金を求めてリビアやシリアのような国に身売りをよぎなくされ、移住を誘われている。これらの科学者たちが、そのもつ技能知識を身売り国の政権の思いのままに使われるとすれば、西側の安全保障に有害な緊張をもたらすことになることは確実である。だから、西側の協調的な政策によって、そのような展開にならぬよう努力しなければならないのである^(註12)。

さらに次の4点を大規模移民のもたらす結果を予測する際の包括的戦略に取入れる必要がある。

- ① EC内各国間の難民認定時の関連諸規則と実務の調整。EC構成国は難民資格基準を一致させ、難民裁定手続を合理化しなければならない。
- ② ビザ政策、不法移民阻止措置および国外退去協定にかんするECと東欧および旧ソ連邦を構成していた西側共和国間の協力。東欧のビザ・移民政策は、多くの場合第3国人にはきわめて自由である。そのために、南北間の移民の流れが東欧に流れ込み、それが西欧にも不法にやってくるはめになっている。協力を一そう強化すれば、こうした流れや東欧国民の西欧への流入も減少できる。^(註13)
- ③ 東欧・旧ソ連邦からの移民についてEC内の政策の調整。最終目標は東欧およびソビエト国民の移民割当制を導入し、効果のある正規の移民を提供するヨーロッパ移民

協定の締結である。

④ 東欧諸国および旧ソ連邦内においてその中核となるいくつかの共和国にたいする財政・開発援助資金の増額。こうした援助の最終目標は、被援助国である国・共和国に大規模移民をもたらす歸結に目を開くことをたすけ、自国の住民が移民しなくてすむようにしむけるためのものである。このような援助方式には2重の効果がある。すなわち、送出国の経済状態の改善によって誘出要因を阻止できる点と、送出国・受入国双方の格差の縮小をたすけ、誘入要因をも弱めるという効果である^(注69)。

以上の移民問題は全体として、東側の改革過程の成功いかんの問題と深くかかわりをもっているということを最後にのべておく。この改革が成功すれば、東側から西側に移住希望をもつかなりの数の市民の移民圧力は漸減する。改革が失敗すると、東側の多くの者が自分勝手な行動をとりはじめる。こうしたことが東欧と旧ソ連邦内で目下進行中の改革過程の安定化を助けるための西側の援助活動を強く刺激しているのである。こうした援助がないと、東側の改革はつまずき、それによって東西ヨーロッパ双方がますます不安定と無秩序のなかに陥ることになる。

8. むすび

5年前に執筆された本論文のなかでLarrabee氏が展開した以上の分析視角や第6・7章のいくつかの提言の論旨は、今となってはやや常識的な域を出ないが、東欧各国のかかえる特異な移民圧力を記述した第4・5章等は研究素材の不足しているわが国の研究者には今なお刺激的・説得的な部分である。ただ今後の研究課題として不足部分を以下2点指摘しておく。

第1点は第6章のドイツ基本法第16条の改憲論に関してである。EC内の人的自由移動を認め、一応の城内平和を維持確保するためには難民・移民についても、EC構成国間の一そうの政策協調と法的諸措置をとることを必要な前提要件とするが故に、その障害となるドイツ基本法第16条の改憲を当然視するかのごとき論旨にたいしては、すでに国際人権法上も問題視されてきた^(注14)。またAussiedlerを含むすべての移住者・難民の割当制導入策等の今日のドイツ国内の政策論争を先取りしたかのような大胆な提言についても、難民の国際責任分担論そのもの、およびそれに立脚した割当%の基準とか合理的規模の確定主体とか確定方法等についても多くの法的に検討すべき課題が残されている^(注15)。

ただし、前者のそのごの経過についていえば、ドイツ連邦裁判所は1996年5月14日の憲

法裁判のなかで、経済難民の大量流入を防ぐために1993年7月に改憲された基本法第16a条^(訳注16)にもとづく難民認定手続を合憲とする判決を下した。「同判決は政治的迫害を受けたとする難民の権利主張に十分に目を傾ける必要があるとし、到着した空港での送還までの事情調査をこれまでの3日間から1週間に延長すべきだとの判断を示したものの、新手続き全体を合憲とした^(訳注17)」ため、亡命申請を却下された第3国出身の原告5名の訴えは退けられ、難民へのドイツの厚い門戸は再び広げられることなく終わってしまったのである。しかし、経済難民規制にかんする1993年の改憲問題については、すでに改憲前からも国際的にも注目され、あらゆる角度から異議が出ていた^(訳注18)。また1996年5月の上述の合憲判決を契機として、そのごこれをめぐる違憲論争がなお一そうKirchenasyl問題等も含めて盛んになっている現状にあることを付言しておく^(訳注19)。一見法論理的には合理的改憲とされながらも、さらに1996年合憲判決についてもこれが難民流入阻止策を正当化しうる十分な説得力のある理論となりえないところに今日の複雑な国際政治上、国際人権法上の難問があるといえないのか^(訳注20)。

つぎに、今やブーム的な盛り上りをみるロシア・東欧移民史研究にとり最も関心の深いLarrabee論文の核心部分でもある第3章—第5章の移民実態分析の評価である。問題は「大規模移民は先ず、ソ連邦国内で発生するはずだ。ユダヤ人、アルメニア人、ドイツ人以外のソビエト市民には海外移民の伝統がないからだ」という研究者もいる」と間接的な表現でロシア人の移民行動の特殊性を指摘している部分についてである。これに関連する信頼のおける統計実数調査・その他の実証資料を入手していない現状で、筆者自身のわずかの実体験だけで簡単にこれを肯定してしまうわけにはいかないのである^(訳注21)。最近相前後して出版された1917—1941年間のロシア革命以降のロシア人移民史にかんするK. Schlögel氏の2冊の大著をみても明らかなように^(訳注22)、ロシア市民の海外移民の非伝統性がありとすれば、その要因がどこにあり、何がそうさせたのかを探らねばならないのではなからうか。そのためには、ロシア農民を土地に縛りつけた農奴性の成立期からはじまって、ロシア市民の居住・移転の自由を何世紀にもわたって厳しく規制してきた帝政ロシアおよびソ連邦時代に確立したパスポート制度の歴史とその運用の実態^(訳注23)までも含めた総合的研究が必要となる。ロシア移民史の本格的研究は今ようやく始まったばかりの歴史学・法制史上のきわめて魅力的な未開拓の研究領域である^(訳注24)。

第4・第5章についても、そのごに発刊された1994年のSolon Ardittis編のThe Politics of East-West Migrationの中でなされた中・東欧圏・西欧圏別各国別のより詳細な研究成果が

その不足部分をかなり補ってくれる。今後の研究調査の力点はさらに、市場経済への移行過程でデッドロックに乗上げてしまっている独立国家共同体、とりわけその中核にあるロシア連邦共和国内の各政党のかかげる移民・難民政策の1995年議会選挙以降の微妙な変化、新改正のパスポート制度の運用実態、および主権宣言をしてしまったCIS加盟各国やバルト3国の国籍法の改訂と運用動向、さらに周辺各共和国内の民族紛争による強制移住と難民化現象等の具体的分析におかれねばならないであろう。移民・流民・難民のたれ流しを黙認しているロシアの政局とその政治環境のなかで、右翼・保守政党を中心にますます復活の勢いをみせる民族・国家主義的なNational Security論、型をかえた大ロシア主義の再抬頭が今後のロシアの政局とその移民政策の形成にどのような方向性をあたえるのだろうか注目したい。中東欧圏へのNATO拡大の見通しとロシアの国益保護を考えて、1995年9月「独立国家共同体加盟諸国とのロシアの戦略的方針」と題する大統領令を発表したロシア政府のCIS統合政策が21世紀に向けて強力に推進実施されるとすれば、それは直接・間接にこの国の移民政策にも反映されざるをえないからである^(註25)。なお、極東地方における中国との貿易交流の増大に伴う人的移出入交流についても注目しておきたい^(註26)。

以上の幅広い研究調査には、それに必要な具体的な調査資料文献の収集作業を伴わねばならない^(註27)。国連難民高等弁務官事務所UNHCRの下での1993年末発足のthe CIS Conferenceの精力的な調査活動はこのような研究に有益な資料を提供してくれる。同会議の活動のはじまりは、1993年12月国連総会がUNHCRにたいしCISとその近隣諸国の難民・流民displaced person・その他半強制的な流民・帰還者にかんする地域会議の開催を要請したことを契機にしている。この要請をうけてUNHCRの組織活動は、1994年はじめより、まずCIS各国政府・その他の関係各国・行政機関と連絡をとりながら、1996年5月30・31日両日にジュネーブで本会議を開催することを目標に、地域会議開催準備のための交渉から開始された。本会議開催までの間にいくつかの地域分科会議や専門家会議が精力的にもたれたのち^(註28)、最終的には1996年5月5－8日のベロルシアのミンスクでの同年5月末の本会議に提案される行動綱領草案が決定され、その活動内容を周知させるパンフレットも会議参加各国には広く配布された。わが国のマスコミの5月30・31日の本会議開催にかんする記事の取扱いをみると各社の国際政治への取組み方や姿勢・取材努力度が判明できて面白い。本会議の成果についての情報提供は皆無である^(註29)。(1) 強制移住者・難民問題を人道的・非政治的方法で地域の関係各国に信頼のおける討議の場を準備し、(2) 地域のあらゆる人口移動とそのそれぞれのカテゴリーを明らかにし、(3) 現在・将来に

あるかもしれない意に反する型の移住に対処するため国家・地域・国際レベルでの包括的な戦略を考案する、といった3つの目的で開催された国連レベルの国際会議ではあったが、今後のロシア・東欧移民政策形成に大きな影響をもちつづけることは云うまでもない。すでに1996年7月2日にIOMとUNHCRは同会議で決議された行動綱領にもとづいて共同アピールを公表しているが^(原注30)、これを同年5月末のCIS会議の成果の第1歩として高く評価したい。ロシア・東欧移民をめぐるヨーロッパ諸国の政策・法制研究にも貴重な資料を提供してくれた重要な国際会議でもあった。(1996年11月10日脱稿)

(注1) Jonas Widgren, "International Migration and Regional Stability," *International Affairs*, Vol. 66, No. 4 (October 1990), pp. 749-766. さらに Hans Arnold, "The Century of the 'Refugee': A European Century?" *Aussenpolitik*, No. 3 (1991), pp. 271-280 および Peter Opitz, "Refugee and Migration Movements," *ibid.*, pp. 261-270 参照。当該問題にかんする文献紹介は, Kimberly A. Hamilton and Kate Holder, "International Migration and Foreign Policy: A Survey of the Literature," *Washington Quarterly*, Vol. 14, No. 2 (Spring 1991), pp. 195-211. および the contributions in the special silver anniversary issue, "International Migration: An Assessment for the '90s," *International Migration Review*, Vol. 23, No. 3 (1989年秋). 参照。

(注2) Widgren, "International Migration and Regional Stability," pp. 753-754. The "push factor" was more powerful.

(注3) Francois Heisbourg, "Population Movements in Post-Cold War Europe," *Survival*, Vol. 33, No. 1 (January-February 1991), pp. 31-43. 参照。

(注4) Widgren, "International Migration and Regional Stability," p. 757.

(注5) Jean-Claude Chesnais, "Migration from Eastern to Western Europe, Past (1946-1989) and Future (1990-2000)," paper presented at the Conference of Ministers on the Movement of Persons Coming from Central and Eastern European Countries, sponsored by the Council of Europe, Vienna, January 24-25, 1991, p. 23.

(注6) Heisbourg, "Population Movements in Post-Cold War Europe," および Chesnais, "Migration from Eastern to Western Europe." のすぐれた2論文はその例外である。

(注7) この移民とその原因にかんする詳細な議論については Sidney Heitman, *Soviet Emigration since Gorbachev* (Cologne: Bericht des Bundesinstituts für ostwissenschaftliche

und internationale Studien [BIOS], 1989) および同氏の “Soviet Emigration in 1990,”
ibid., 1991. および Klaus Segbers, *Wanderungs- und Flüchtlingsbewegungen aus der
bisherigen UdSSR* (Ebenhausen : Stiftung Wissenschaft und Politik, January 1991) 参照。
なお BIOS の住所は Köln 50823 Lindenborn str. 22, Tel 0221-57470, FAX 5747-110,
Dir, Prof. Dr. Heinrich Vogel 同所員外の資料室 閲覧曜日・時間は毎週火・水午前 9
時-午後 4 時。U-Bahn 3 乃至 4 Kerner str 駅下車。なお、同研究所の機関誌は日本国際
問題研究所にも在庫。

(注 8) Heitman, *Soviet Emigration since 1990*, p. 13.

(注 9) 同法とその意義にかんする詳細な議論については, Sidney Heitman, *The Right to
Leave : The New Soviet Law on Emigration* (Cologne : BIOS, 1990) ., および Heitman,
Soviet Emigration since 1990, pp. 23-31.

(注 10) Judith Dempsey, “Seven Million May Leave Soviet Union,” *Financial Times*, January
26, 1991.

(注 11) Celestine Bohlen, “Moscow Predicts 1.5 Million Will Move West,” *New York Times*,
January 27, 1991.

(注 12) Aristide R. Zolberg, “The Next Waves : Migration Theory for a Changing
World,” *International Migration Review*, Vol. 23, No. 3 (1989 年秋), pp. 405-406.

参照。

(注 13) Segbers, *Wanderungs- und Flüchtlingsbewegungen aus der bisherigen UdSSR*, p. 19.

(注 14) Chesnais, “Migration from Eastern to Western Europe,” p. 22.

(注 15) Zhanna Zaiyontchkovskaya, “Effects of Internal Migration on Emigration from the
USSR,” paper presented at the RAND conference on “Prospective Migration from the
USSR,” Santa Monica, November 17-19, 1991, p. 6.

(注 16) Ibid., p. 21.

(注 17) Christopher Wellisz, “Soviet Coup Renews Fear of Exodus,” Radio Free Europe/Radio
Liberty (RFE/RL), *Report on Eastern Europe*, September 13, 1991, p. 19.

(注 18) 1991 年 10 月のポーランド当局者との個人的面談情報。

(注 19) Thomas Urban, “Polen verstärkt Grenzkontrolle,” *Süddeutsche Zeitung*, September 28,
1991.

(注 20) Wellisz, “Soviet Coup Renews Fear of Exodus,” p. 19.

- (注21) Mary Battiata, "Poland, Others Forecast Flood of Refugees," *Washington Post*, November 14, 1990.
- (注22) 1991年10月のポーランド当局者との個人的面談情報。
- (注23) *Gazeta Wyborcza*, July 17, 1991.
- (注24) Wellisz, "Soviet Coup Renews Fear of Exodus," p. 20.
- (注25) Ibid.
- (注26) これにかんする包括的議論についてはStephen Burant, "Polish-Lithuanian Relations: Past, Present and Future," *Problems of Communism*, May-June 1991, pp. 67-84. 参照。
- (注27) Christopher Bobinski, "Lithuania Warned on Polish Minority," *Financial Times*, September 16, 1991; Edward Lucas, "Lithuania Dispute with Poles Worsens," *The Independent*, September 19, 1991; および Jan de Weydenthal, "The Polish-Lithuanian Dispute," RFE/RL, *Report on Eastern Europe*, October 11, 1991, pp. 20-23. 参照。
- (注28) ポーランドのCBOS世論調査研究所が最近おこなった調査によると、回答者の80%が旧ソ連邦内のポーランド少数民族は無条件でポーランドに移住がみとめられるべきだという意見をもっている。Thomas Urban, "Polen verstärkt Grenzkontrollen," *Suddeutsche Zeitung*, September 28, 1991. 参照。
- (注29) 同じような保障内容の協定をロシアとも締結した。その背景については, Anna Sabbat-Swidlicka, "Friendship Declarations Signed with Russia and the Ukraine," RFE/RL, *Report on Eastern Europe*, November 2, 1990, pp. 25-27. 参照。
- (注30) これにかんする詳細はAlfred A. Reisch, "Agreements Signed with Ukraine to Upgrade Bilateral Relations," RFE/RL, *Report on Eastern Europe*, June 21, 1991, pp. 14-17. およびAlfred Reisch, "Hungary and Ukraine Agree to Upgrade Bilateral Relations," *ibid.*, November 2, 1990, pp. 6-12. 参照。
- (注31) 外務大臣Gyula Hornとの面談。Chairman of the Hungarian Socialist Party, *Magyar Nemzet*, April 24, 1991. Translated in Foreign Broadcast Information Service (FBIS) EEU-91-084, May 1, 1991, p. 22. 参照。
- (注32) Vladimir Kusin, "Refugees in Central and Eastern Europe: Problem or Threat?" RFE/RL, *Report on Eastern Europe*, January 18, 1991, p. 37.
- (注33) Ibid.

(注34) Dan Ionescu, "The Exodus," RFE/RL, *Report on Eastern Europe*, October 26, 1990, pp. 25-31, and Ionescu, "Recent Emigration Figures," *ibid.*, pp. 21-24. 参照。

(注35) Duncan Perry, "Ethnic Turks Face Bulgarian Nationalism," RFE/RL, *Report on Eastern Europe*, March 15, 1991, pp. 5-8. 参照。

(注36) Dan Ionescu, "Recent Emigration Figures," RFE/RL, *Report on Eastern Europe*, February 15, 1991, p. 21.

(注37) "Poles Vent Their Economic Rage on Gypsies," *New York Times*, July 25, 1991.

(注38) ポーランド国境警備隊司令部の報道スポークスマンのJaroslaw Zukowicz によると、1991年1月乃至6月間のポーランド不法越境者数は4,406人である。その大多数はルーマニア人で1,679人、ブルガリア人407人、チェコ・スロバキア人206人。RFE/RL, *Daily Report No. 146*, August 2, 1991.

(注39) Ulrich Reitz, "Zwischenstation Polen," *Die Welt*, July 22, 1991.

(注40) "The Other Europeans on the Move," *Financial Times*, August 17/18, 1991.

(注41) Judith Pataki, "Refugee Wave From Croatia Puts Strain on Relief Efforts," RFE/RL, *Report on Eastern Europe*, September 27, 1991, p. 12. 参照。

(注42) Celestine Bohlen, "Refugees from Yugoslavia are Welcomed in Hungary," *New York Times*, October 18, 1991. および Peter Maass, "Refugees from Croatia Flood into Hungary," *Washington Post*, October 7, 1991, および Carol J. Williams, "Serbian-Croatian Conflict Spills into Hungary," August 25, 1991. 難民の正確な実数については、彼らは家族と共に滞在し、近隣の戦闘終結時に帰国するので把握困難である。

(注43) 同数字はOffice of Refugee Affairs, Budapest, November 1991. による。

(注44) Elmar Hönekopp, "Migratory Movements from Countries of Central and Eastern Europe: Causes and Characteristics, Present Situation and Possible Future Trends-The Cases of Germany and Austria," paper prepared for the Conference of Ministers on the Movement of Persons Coming from Central and East European Countries, Vienna, January 24-25, 1991, pp. 25-27.

(注45) *Ibid.*, p. 27.

(注46) 第3グループの旧東独からの移住者 (Übersiedler) は、本分析の外においており、ここでは考慮していない。

(注47) Hönekopp, "Migratory Movements from Countries of Central and Eastern

- Europe,” p. 8.
- (注48) “1990 mehr Aussiedler nach Deutschland als je zuvor,” *Frankfurter Allgemeine Zeitung*, January 4, 1991. なお本稿の統計は、ドイツ内務省発表の公式数字によっている。
- (注49) 最近の移民動向とその意味にかんする詳細な議論は、Dan Ionescu, “Countdown for the German Minority,” RFE/RL, *Report on Eastern Europe*, September 13, 1991, pp. 32–41. 参照。
- (注50) “Im vergangenen Jahr fast 260,000 Asylbewerber in Deutschland,” *Frankfurter Allgemeine Zeitung*, January 4, 1992.
- (注51) John Tagliabue, “Bonn Wants Russia to Restore Republic for Ethnic Germans,” *New York Times*, January 19, 1992.
- (注52) “Yelzin verspricht Wolga-republik,” *Die Welt*, November 22, 1991; “Deutsche Wolga-republik nicht vorrangig – Bundregierung dringt auf konkrete Vereinbarungen,” *Süddeutsche Zeitung*, November 23, 1991.
- (注53) “Reform des Asylrechts: Neuer Vorstoss der Union,” *Deutschland Nachrichten*, January 10, 1992.
- (注54) 本数字は “Zahl der Asylbewerber in Deutschland 1990 mehr als verdoppelt,” *Frankfurter Allgemeine Zeitung*, May 5, 1991. による。本稿はドイツ内務省発表数字を基にしている。
- (注55) 大多数のベトナム人は、統一以前から旧東独で就労していた。
- (注56) “Im vergangenen Jahr fast 260,000 Asylbewerber in Deutschland”; “Die meisten Asylbewerber kamen aus dem einstigen Jugoslawien,” *Frankfurter Allgemeine Zeitung*, January 6, 1992.
- (注57) “Der Feind des Guten ist das Gutgemeinte – Für eine Europaisierung des Asylrechts und der Einwanderungspolitik plädiert der Vize-Präsident Martin Bangemann,” *Frankfurter Rundschau*, September 13, 1991.
- (注58) “Schäuble regt internationale Konferenz über illegale Einreise an,” *Frankfurter Allgemeine Zeitung*, August 3, 1991. 参照。
- (注59) 9月には庇護権請求者、移民、外国人労働者にたいする暴力事件数は200件以上を数えた。Stephen Kinzer, “German Vote Raises Foreigner’s Fears,” *New York Times*,

October 8, 1991; Stephen Kinzer, "A Wave of Attacks on Foreigners Stirs Shock in Germany," *ibid.*, October 1, 1991; Stephen Kinzer, "German Visits Refugees, Attacks Go On," *ibid.*, October 5, 1991; Quentin Peel, "Racist Attacks Mar German Unity Anniversary," *Financial Times*, October 4, 1991; Marc Fisher, "Anti-Immigrant Violence Grows in Germany," *Washington Post*, September 30, 1991. ドイツ人の意見としては例えば, Robert Leicht, "Hoyerswerda in den Köpfen," *Die Zeit*, September 26, 1991; Thorsten Schmitz, "Die braven Bürger von Hoyerswerda," *ibid.*; and Gunter Hoffmann, "Hilflos vor dem Fremdenhass," *ibid.*, October 3, 1991. 参照。

(注60) 1991年9月BielefeldのEMNID研究所の世論調査によると, 東独民の21%, 西独民の38%が外国人を標的にした右翼の敵意を“理解できる”とのべている。*Der Spiegel*, No. 40, 1991, p. 30. 参照。

(注61) Klaus-Dieter Frankenberger, "Protest der 'Kleinen Leute'," *Frankfurter Allgemeine Zeitung*, October 11, 1991.

(注62) "Tauziehen um die Asylrechtsreform in Bonn," *Neue Züricher Zeitung*, September 29/30, 1991; "Political Parties Draw Closer on Emotional Issue of Asylum," *German Tribune*, August 18, 1991; "Weitere starre Fronten in der Asyl-Debatte," *Die Welt*, September 25, 1991; "Asylrecht: Schäuble dämpft Erwartungen," *ibid.*, September 27, 1991; "Bewegungen in der Asyl-Debatte," *ibid.*, September 28/29, 1991; and "Die Bonner Parteien sehen keine Mehrheit für eine Änderung des Asyl-Grundrechts," *Frankfurter Allgemeine Zeitung*, September 28, 1991. 参照。

(注63) "Schäuble: Aussiedler werden ohne Einschränkungen aufgenommen," *Frankfurter allgemeine Zeitung*, April 13, 1991. 参照。

(注64) 1991年6月のルクセンブルクでのECサミットでコール首相は, ECの指導者にたいし, 各構成国の難民政策の調整に同意するよう求めた。"L'Allemagne propose de définir une stratégie commune européenne en matière d'immigration," *Le Monde*, June 30-July 1, 1991. およびChristopher Parkes, "Germany Calls for EC Asylum Policy," *Financial Times*, September 3, 1991. 参照。

(注65) 増大する難民危機にたいするヨーロッパの対策にかんする詳細な議論については, Gil Loescher, "The European Community and Refugees," *International Affairs*, Vol. 65, No. 4 (Autumn 1989), pp. 617-636. 参照。

(注66) Robert Rice, "Europe's Need for a Common Front," *Financial Times*, July 23, 1991.

(注67) Chesnais, "Migration from Eastern and Western Europe," p. 24.

(注68) 1989年、旧ソ連邦の移民の64%はロシアと多くのロシア人がいるウクライナとカザフスタンからのものである。Segbers, *Wanderungs-und Flüchtlings-bewegungen aus der bisherigen UdSSR*, p. 16.

(注69) 開発と移民の関係は複合している。移民流出を決定する要因は押出要因と誘引要因だけではない。受入国の移民相互間の関係といった社会・経済要因とか、送出国と受入国相互の政治的関係もまた一定の役割をする。したがって、元になる経済要因がかなり弱くなった後も、移民流出はつづく場合がある。

(訳注1) 後発移住者との訳もある。その法的定義は1990年6月28日付のAussiedler受入れ法(1953年5月19日制定の連邦被追放権者法Bundesvertriebenengesetzの改正法)をさらに内容修正することになった1992年12月21日制定の戦争結果整理法Gesetz zur Bereinigung von Kriegsfolgenesetz (Kriegsfolgenbereinigungsgesetz)により新たに限定解釈され、同改正法施行日の1993年1月1日以降に到来した移住者を指し、同日以降の出生者には後発移住者の資格を認定しないようにした。広渡清吾「統一ドイツの法変動—統一の一つの決算」1996年刊P. 231。なお、ドイツの戦後補償法制にかんする貴重な邦訳は、国立国会図書館調査立法考査局発行の「外国の立法」34巻3・4合併号、平成8年5月刊、特集「戦後補償」P. 1—193参照。

なお、Aussiedler問題研究文献として、Ernst Liesner: *Aussiedler—Die Voraussetzungen für die Anerkennung als Vertriebener—Anbeithandbuch für Behörden, Gerichte und Verbände*, Maximilian-Verlag, Herford·Bonn 1988。Klaus J. Bade: *Ausländer—Aussiedler—Asyl: Eine Bestandsaufnahme*, Verlag C. H. Beck, München, 1994。および、Klaus J. Bade 編 <Aktuell Kontrovers 1994—Ausländer, Aussiedler, Asyl in der Bundesrepublik Deutschland> 第3版、Niedersächsische Landeszentrale für Politische Bildung, Hannover 1994。

(訳注2) 最近注目の山内昌之氏等が精力的に発表される一連のこの領域の研究も、人種・民族紛争を中心とした民族関係論的な視点の研究が盛んで、労働移民としての視点にかならずしも立っていない。例えば、山内昌之:「民族関係論」に向けて(終章)「民族の時代—混沌と共生の21世紀」PHP研究所 1994 P. 216—238参照。数少ないこれに関

する文献として、Solon Ardittis ed. *The Politics of East-West Migration*, St. Martins' Press, 1994およびミュンヘン大学Geschwister-Scholl-Institutの第3世界研究部門の長であり政治学教授のPeter J. Opitz: *Die Migrations-und Flüchtlingsproblematik nach Beendigung des Ost-West-Konflikts : globale und europäische Dimensionen*, Manfred Knapp Hrsg. ; *Migration im neuen Europa*. Franz Steiner Verlag, Stuttgart. 1994 p.51-67.

(訳注3) 本論文は論文集“Global Dangers”-*Changing Dimensions of International Security*-The Mit Press Cambridge, Massachusetts London, England. 1995刊に再掲載されていたものであり、元発表誌はハーバート・カレッヂとマサチューセッツ工科大学の機関誌“International Security”の1992年春季号、第16巻第4号。なお最近共著ではあるが、同氏には次の論文がある。F. Stephen Larrabe, Ronald D. Asmus およびRichard L. Kugler : *What will NATO Enlargement Cost ? <Survival> The IISS Quarterly Oxford University*, 1996年 秋季号 Vol 38, no. 3 p. 5-26.

(訳注4) 91年5月制定のパスポート法の概説は、Thomas J. Brendel : *Ein Neues Gesetz zur Regelung von Ausreise und Einreise für Bürger der UdSSR<Osteuropa>1992*, nr. 4 , p. 303-309. なお、同法はすでに1996年7月18日付で改正された。モスクワ特派員Christia Freelandの小記事によると新法は、3ヶ月以上の外国人滞在者にHIVテスト証明書の提出を義務付けたり、入国ビザ申請者に十分な滞在資金所持証明書を求めたりして、これまでの不十分なロシア政府の徴税力向上強化を目的としたものとの説明している。

“Russia toughens its visa laws,” *<Financial Times>*, 1996年7月19日号。改正パスポート法全文は“*Российская Газета*” 22 Августа 1996 года, стр. 4。Документы : О порядке выезда из Российской Федерации и Вьезда в Российскую Федерацию, принят Государственной Думой 18 июля 1996 годаに掲載。

(訳注5) 難民の古典的定義は1951年7月ジュネーブで採択された「難民の地位に関する条約」の次の条項である。

第1条（「難民」の定義） A この条約の適用上、「難民」とは、次の者をいう。

(1) 1926年5月12日の取極、1928年6月30日の取極、1933年10月28日の条約、1938年2月10日の条約、1939年9月14日の議定書又は国際避難民機関憲章により難民と認められている者。

国際避難民機関がその活動機関中いずれかの者について難民としての要件を満たしていないと決定したことは、当該者が(2)の条件を満たす場合に当該者に対し難民の地位を与えることを妨げるものではない。

(2) 1951年1月1日前に生じた事件の結果として、かつ、人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができないもの又はそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まないもの及びこれらの事件の結果として常居所を有していた国の外にいる無国籍者であって、当該常居所を有していた国に帰ることを望まないもの又はそのような恐怖を有するために当該常居所を有していた国に帰ることを望まないもの

2以上の国籍を有する者の場合には、「国籍国」とは、その者がその国籍を有する国のいずれをもいい、迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するという正当な理由なくいずれか1の国籍国の保護を受けなかったとしても、国籍国の保護がないとは認められない。(以下略)

なお、新しいタイプの難民の多様性および今日の難民と移民との近似性の問題については、国連難民高等弁務官事務所UNHCR編「世界難民白書1995—解決をもとめて」読売新聞社刊。187—190ページ参照。

(訳注6) David Edye はE. Mortimerの1992年の論文“European Security after the Cold War”を引用して、旧ソ連邦・東欧からは「最近2年間ですでに250万が立去ったが、この地域のさらなる不安定性がさらなる移動を誘発するだろう」と指摘している。

Political Strains in Western Europe—migration, race, asylum, refugees <Labour Focus on Eastern Europe> 1993. no. 1, 44号, P. 23

(訳注7) 特にこれに関するエストニア問題については、Michael Geistlinger, Aksel Kirch: Estonia—A new Framework for the Estonian Majority and the Russian Minority, Wilhelm Braumüller, Wien 1995。およびGinsburgs, George: The Citizenship of the Baltic States, <Journal of Baltic Studies>, vol. 21, Spring 1990, no. 1 P. 3—26。

佐久間邦夫「バルト3国のロシア語系住民問題」山内昌之編「21世紀の民族と国家」1993日本経済新聞社刊。p. 98—108

なお、リトワニアについては畑中幸子「リトワニア移民とエスニシティーアメリカのり

トワニアン・コミュニティ」＜国際研究＞no.11, 1995.11号 P.145-164 同「バルト移民とエスニシティ」＜思想＞1992 no. 8.

(訳注8) ソ連邦崩壊後の在外ロシア人問題は、21世紀においても確実にロシア外交政策研究の重要なファクターとなりつづける。彼らは今後も「帝国の人質」でありつづけることには何ら変りないからである。本問題にかんする邦訳資料としては、IOMコーディネーターCIS・バルト3国担当クレア・メツシーナ「帝国の人質」国際連合難民高等弁務官事務所編の雑誌「難民」特集 ソ連邦崩壊のあと、1995年第2号(通巻98号)13-19ページ。なお紛争事例を紹介した文献として、永網憲悟「在外ロシア人問題と人的移動」＜亞細亞大学アジア研究所・研究プロジェクト報告書 no.5平成4・5年度研究プロジェクト現代社会における人的移動の国際的研究—アジア太平洋地域を中心として—＞1995年2月P.131-168。および、下斗米伸夫「ロシアのアイデンティティ危機」山内昌之編前掲書P.109-118。中井和夫「新東欧と独立国家共同体」蓮実重彦・山内昌之編「いま、なぜ民族か」1994東京大学出版会刊、第8章 P.153-167。なお、同問題には、国籍法改正問題の研究が必要となる。1991年12月26日のソ連邦解体以降のその動向については、UNHCR編Nationality Laws in Former USSR Republics, 1993年7月刊が参考になる。なお、関連論文として、Brubaker R.: Citizenship Struggles in Soviet Successor States. <International Migration Review>vol.26, no.98, summer 1992, p.269-91。Dmitrieva, Galina/Lukashuk, Igor: The Russian Federation Law on Citizenship, <Review of Central and East European Studies>vol.19, 1993, no.3, p.267-292。およびGinsburgs George:From the 1990 Law on the Citizenship of the USSR to the Citizenship Law of the Successor Republics (Part I) <Review of Central and East European Law>vol.18, 1992, no.1, p.1-55 および (Part II) 同誌 vol.19, 1993, no.3 p.233-266.がある。

(訳注9) 本法の正式の名称は1990年6月28日制定のGesetz zur Regelung des Aufnahmeverfahrens für Aussiedler で、本文にある出国前の申請書提出先はケルンの連邦行政庁(従来は越境したドイツ側の国境官庁)である。本文の1991年7月改正という表現はやや不正確で、これは改正法の施行日をさしているものと思われる。なお同法の前身の1953年5月19日制定の連邦被追放者法の正式の名称はGesetz über die Angelegenheiten der Vertriebenen und Flüchtlinge (Bundesvertriebenengesetz) である。広渡清吾「統一ドイツの法変動—統一の一つの決算」1996年刊 P.230.

- (訳注10) ドイツ国内の主要な国鉄駅構内のキオスクでも容易に2マルク程度で入手できるAussidler向けのロシア語月刊情報誌(1996年9月号は32ページ)を紹介しておく。
 <Восточный Экспресс> - Ost-Express. -Unabhängige Russischsprachige Zeitung in Deutschland-Anschrift:P&K Zeitungsverlag GmbH, Postfach 2154, 59209 Ahlen, Tel.02382-964170/171, Fax:02382-964172
- (訳注11) 最近のベルリン市内のベトナム外国人労働者問題を特集した文献として <ZAG>Zeitung Antirassistischer Gruppen 1996年4-6月号 no.18をあげておく。なお、フランクフルト・アルゲマイネ紙の1996年5月17日号 P.11「Drei Vietnamesen erschossen -Bandenkrieg in Berlin eskaliert」同紙5月18日号に「Deutsch-vietnamesische Beziehung belastet-Schwierigkeiten bei der Rückführung und der wirtschaftlichen Zusammenarbeit。」参照。
- (訳注12) これらにかんする最近のEU政策への提言としてCornelis D. Dejong: Elements for a More Effective European Union Response to Situations of Mass Influx<International Journal of Refugee Law>vol. 8, no. 1/2, January/April 1996.p.156-168。ほかにAndrew Convey, Marek Kupiszewski:Migration and Policy in the European Union, Population Migration in the EU, edited by Philip Rees, John Stillwell, Andrew Convey and Marek Kupiszewski. 1996. John Wiley & Sons Ltd. p.311-329。
- (訳注13) ロシア移民政策史を概説した最近の小論としてClaire Messina, From Migrants to Refugees: Russian, Soviet and Post-Soviet Migration<International Journal of Refugee Law>Vol.6 no. 4, Oxford University Press, 1994 p.620-635。
- (訳注14) Andreas Zimmermann:Das neue Grundrecht auf Asyl. Beiträge zum ausländischen öffentlichen Recht und Völkerrecht. Band. 115, Max-Planck-Institut für ausländisches öffentliches Recht und Völkerrecht. 1994, Springer-Verlag. (English Summary) the New German Law on Asylum under Article 16 a of the Constitution of the Federal Republic of Germany. p.396-403。なお、ドイツ基本法の今回の改正経過と問題点について要約紹介した邦文文献として、川又伸彦「基本法庇護権規定の改正で難民問題は解決したのか」<法学セミナー>1993年11月号. no.467 P.104-105。斉藤純子「庇護法改正法案の審議開始」海外法律情報欄<ジュリスト>1993.6月1日号, no.1023, P.127。大野英二「ドイツ問題と民族問題」1994, 未来社刊。広渡清吾「統一ドイツの法変動—統一の一つの決算」有信堂 1966年刊 P.236-251。および法務省入国管理局参事室の福

山宏, 「ドイツ連邦共和国基本法の庇護権条項の改正」Part I, Part II <国際人流>1993年8月, 9月 P.36-42, P.30-36。

(訳注15) Werner Weidenfeld (Hrsg.) : Das europäische Einwanderungskonzept-Strategien und Optionen für Europa, Verlag Bertelsmann Stiftung, 1994。Einwanderungspolitik-Möglichkeiten und Grenzen, Frankfurter Institut. Stiftung Marktwirtschaft und Politik, 1994。

および Ursula Mehrländer, Günther Schultze: Ein Wanderungskonzept für die Bundesrepublik Deutschland—Fakten, Argumente, Vorschläge—Gesprächskreis Arbeit und Soziales, nr. 7 Forschungsinstitut der Friedrich-Ebent-Stiftung Abt. Arbeit-und Sozialforschung, 1992 および <ZAG>1996年6月-9月号, no.19 特集 移民政策 参照。

(訳注16) ドイツ連邦共和国基本法

第16条〔国籍剥奪、引渡し、庇護権〕

(1) ドイツ国籍はそれを剥奪してはならない。国籍の喪失は、法律の根據に基いてのみ許され、かつ、当人の意思に反しては、当人がそれによって無国籍にならない場合に限り、許される。

(2) いかなるドイツ人も、外国に引き渡されてはならない。

(本条第2項は1993年6月28日の第39回改正法律により変更され、従来の第2文は次の第16 a 条第1項に移された)

第16 a 条〔庇護権の制限〕

(1) 政治的に迫害された者は、庇護権を有する。

(2) 欧州共同体を構成する国家から入国する者、または、難民 (Flüchtlinge) の法的地位に関する協定ならびに人権および基本的自由の保護に関する条約の適用が確保されているその他の第3国から入国する者は、第1項を援用することができない。

欧州共同体の外にある国家が、第1文の前提条件に該当する場合には、連邦参議院の同意を必要とする法律でこれを定める。第1文の場合においては、滞在を終了させる措置は、これに対して申し立てられる法的救済手続きとは独立に、これを遂行することができる。

(3) 連邦参議院の同意を必要とする法律により、諸国家が、その法的状態、法適用および一般的政治状況からして、そこにおいては政治的迫害も行なわれておらず、かつ、残酷もしくは屈辱的な処罰もしくは処遇も行なわれていない国家であることを決定することができる。かかる国家の一つからの外国人は、政治的に迫害されてい

る者とはみなされない。ただし、この推定に反して政治的に迫害されていることが明らかとなる事実を摘示するときはこの限りではない。

(4) 第3項の場合、および、明らかに証拠がなく、または明らかに根拠がないとみなされるその他の場合においては、滞在を終了させる措置の遂行は、その措置の適法性に重大な疑義が存在する場合にのみ、裁判所によってこれを停止する。審査の範囲は、これを制限することができ、遅きに失した申立ては、これを考慮に入れずにおくことができる。詳細は法律でこれを定めるものとする。

(5) 第1項ないし第4項は、欧州共同体の構成国相互間の国際法上の条約、および、締約国においてその適用が確保されていなければならない難民の法的地位に関する協定ならびに人権および基本的自由の保護に関する条約に基づく諸義務を遵守しつつ、庇護決定の相互的承認を含む庇護請願の審査にかんする権限規制を行なう第3国との国際法上の条約を妨げるものではない。

[本条は1993年5月26日の第39回改正法律で追加。]

(訳注17) 合憲判決発表翌日のフランクフルト・アルゲマイネ紙(96.5.15)は、第1頁のトップに同紙編集局員のFriedrick Fromme氏のDie Begrenzung der Asylrechts entspricht der Verfassung-Sichere Herkunftsländer, Einreise über Drittstaaten, Flughafenregelung/Drei Urteile aus Karlsruhe と題するP.1~P.2にわたる長文記事。Die richtige Rangfolge と題する短文の社説を掲載。また同年5月24日の同紙投書欄には、Jens Freese氏の記名投書が出ている。わが国でも1996年(平成8年)5月15日(水曜日)付の朝日新聞が「ドイツ憲法裁、難民制限に合憲判決—権利主張に配慮求める」の表題記事で合憲判決要旨をいち早く報道している。同判決全文については、Reinhard Marx:Urteile des BVer FG vom 14. Mai 1996 mit Erläuterungen-Ergänzungsband zum Kommentar zum Asylverfahrensgesetz, Luchterhand 1996 Juni. および Bundesverfassungsgericht bestätigt Asylrechts-Reform 1993 <Europäische Grundrechte Zeitschrift>EuGRZ, 24. Mai 1996.23. Jg. heft 9-10, Seiten 237-292。

(訳注18) Heidrun Alm-Merk: Was blieb vom Grundrecht auf Asyl? <Recht und Politik> Vierteljahreshefte für Rechts-und Verwaltungs politik 31. Jahrgang. Heft. 2, Juni 1995 P. 61-63. Knösel: Von der Zertrümmerung eines Grundrechts, Asylrecht nur für Außerirdische? <Demokratie und Recht>1993. no. 1, P. 10-18. Wollenschläger/Sahraml: Art 16a GG, das Grundrechts auf Asyl? <Juristen Zeitung>1994. no. 2, P.

61-71。

(訳注19)とりあえず違憲裁判後の代表的論文として, Günter Renner, was ist von deutschen Asylrecht geblieben? <Zeitschrift für Ausländerrecht und Ausländerpolitik>ZAR, 1996, nr. 3 seiten 103-109. Jochen Abr. Frowein, Andreas Zimmermann: Die Asylrechtsreform des Jahres 1993 und das Bundesverfassungsgericht, <Juristen Zeitung>JZ 1996, 15/16, August nr. 9, P.753-764. Wolf-Dieter Narr: Abgeschobenes Grundrecht <links>Sozialistische Zeitung, Offenbach nr. 314/315 28. Jahrgang. Juli/August 1996, p. 5-7.

(訳注20) 高橋宗瑠, 「難民の誕生」①~⑧<ドイツ・ニュースダイジェスト>1996年7月20日nr.117, 7月27日 nr.118, 8月3日nr.119, 8月10日nr.120, 8月17日nr.121, 8月24日nr.122, 8月31日nr.123。「冷戦中は, 難民の受入れには大きな政治的利害関係が伴った。共産圏から『自由世界』に逃れる難民は, 共産圏ではこれだけひどいことが起きているのだという, 貴重な宣伝道具に利用できたのだ。しかし冷戦が終り, 宣伝として利用価値がなくなると, それまで競って難民を受け入れようとしていた西側諸国は, 急に及び腰になった。難民の流入を喜んで受け入れるどころではなく, うって変わって, 何がなんでも阻止, という態度に変わった。今西ヨーロッパ各国で, 国境に到着した難民を『安全な』通過国に返すという原則が確立しつつある。難民が西ヨーロッパまでたどり着く過程で『安全な』国を通過していれば, 滞在を許さずにその国に返すということだ。…問題は, どの国が『安全』かという判断が, 難民自身の安全や人権保障ではなく, 国家の政治的利益に基づいている場合が多いということだ。オーストリアは当初, EUの加盟国だけを『安全』とみなしていたが, 旧ユーゴ紛争が深刻になると, 一夜にして隣国がすべて『安全な』国と化した。難民の受入れが最も多かったドイツやフランスでは, このような政策がとれるように憲法まで改正された。ヨーロッパの周りに『安全な国』の壁ができ『欧州の砦』が築かれたのだ。欧州各国はそろって, 『国際社会の責任分担』を口にして, これらの政策を根拠づけようとする。難民がみんなヨーロッパに来るのでは負担が大きすぎる, 流入をヨーロッパだけでなく, 世界各国で分担して負担するべきだ, という主張だ。…世界で最も豊かな地域の1つであるヨーロッパが, 微々たる数の難民でも受け入れるのを拒み, 貧しい国に突っぱねるのは果して, 本当に公正な『責任分担』と云えるのだろうか。」高橋氏は, オックスフォード大学難民現象分析課程終了ご, エセックス大学法律大学院で国際人権法専攻の新鋭研究者。<ニュースダイジェスト>紙は英独仏各国で発行されている在留邦人向けの週刊情報誌。

(訳注21) 筆者のここ数年間の毎夏2ヶ月程の滞独中のわずかの体験からでも、一見ツーリストの豊かさとは程遠い服装のロシア語を話すスラブ系の青年男女・親子に都会のデパート、スーパー・マーケットあるいは主要駅構内、郊外バス車内、街角等で(トルコ系住民程ではないにせよ)しばしば遭遇する機会が年々多くなった。ロシア語会話だけで当人の国籍を正確に類推できないが、彼らのすべてがロシア系帰国ドイツ人Aussiedlerとは到底考えられない。都市近郊に居住する新来スラブ系住民数のここ2・3年の着実な増加は、小都市の駅のキオスク等で容易に入手できる数日おくれのロシア・スラブ語系新聞・週刊誌の種類が多くなったこともそのあかしの1つである。ただし、以上は彼らの入国経路、入国資格、就労形態等にかんする正確な調査資料等の裏付けのないままの一旅行者としての実感である。

(訳注22) K. Schlögel (Hrsg.) : Russische Emigration in Deutschland 1918 bis 1941. Leben im Europäischen Bürgerkrieg. Akademie Verlag. 1995。および 同氏編, Das Große Exodus. Die russische Emigration und ihre Zentren 1917-1941. Beck Verlag. 1994。

(訳注23) 例えば国内パスポート制度の核心部分であるプロプスク・ビプスク制の最近の運用の実態について以下のような報告がある。同制度は移動の自由をはなはだしく侵害するので無効としたソ連邦憲法監視委員会の1991年10月採択、1992年1月発効の画期的な決定の実施状況を見ると、モスクワ市、ペテルブルク市、クラスノダール地区、スタフローポリ地区では通達が出されても、その後地方レベルで同制度を復活させる立法を再採択した。同制度の復活は行政官僚の私腹をこやし、望ましからざる難民・少数民族とか過剰な都市移住希望者の流入等をもっともらしく排除する手段として効果があるからだ、としている。“The Residence Permit (Propiska) System” <Human Rights Watch/Helsinki>—A Human Rights Watch/Helsinki Report—May 1996 vol. 8, no. 7 (D) P. 11 参照。なお同制度の人権上のもつ意味については同誌の vol. 4, Issue 14, August 1992. “Russian Residence and Travel Restrictions”。

(訳注24) ロシアのパスポート制度に関する文献はその研究の重要度にもかかわらず内外とも多いとは云えない。むしろその運用の実態が問題なのである。Mervyn Matthews : The Passport Society-Controlling Movement in Russia and the USSR. 1993, Westview Press. 革命以降1932-1976年の同制度史のアルヒーフ的研究文献として、В. П. Попов : П а с п о р т н а я С и с т е м а в С С С Р (1932-1976 г г .) < С о ц и о л о г и ч е с к и е И с с л е д о в а н и я > 1995 no. 8, P. 3-14. 新美治一

「ソ連邦における居住・移転の自由について—論点の整理を中心に—」＜社会主義法研究年報第6号・社会主義における生活と法＞法律文化社，1981年刊。および同「居住・移転の自由と国内パスポート制度」藤田勇編「社会主義と自由権」法律文化社刊1984年。P. 370-402。

(訳注25) 松井弘明「ロシアのCIS統合政策」＜外交時報＞1996年5月号 no. 1328。P. 18-29参照。なお、最近のロシアの移民動向と政策の変化を鋭く指摘した文献としてケルンのBIOStのBernd Knabe教授のワルシャワで1996年9月16-17日にかけて開催されたNACC (North Atlantic Cooperation Council) 主催の“移民・難民の国家安保に迫るもろもろの経済的状況 Economic Aspects of the Impact of Migrations and Refugees on State Security.”と題するセミナー報告がある。同草稿は新パスポート法を前提にして、1996年度のロシアの移出・移入民の動向について、モスクワから国外に出る移出民数が前年度比で約3分の1に減少しているのに帰還民数はほぼ倍増するという新傾向を指摘し、さらに1996年6月に新制定されたパスポート法下では、外国人の入国滞在が一そう困難になるだろう。また「ロシアは早急に移入民国に変ぼうし、ロシアの労働市場がCISの統合に積極的役割をするだろう」というモスクワの移民問題専門家のZ. ザオンチコフスカヤ女史や「ロシアをユーラシアの新移民センターに変えるにはまず、その前提条件として経済の自由化と国際的統合に向けての努力が必要である」との R. バルダニアンの発言を重要視しロシアの新統合化政策の一端を紹介している。なおB. Knabe氏には次の論文がある。Neue Tendenzen der Migrations-und Flüchtlingspolitik Rußlands, Berichte BIOSt, nr. 41/1994, 29. Juni,

(訳注26) V. Portyakov; Are the Chinese Coming? Migration Process in Russian Far East—on the Problem of Chinese Migration to the Far East—, <International Affairs>—A Russian Journal of World Politics, Diplomacy and International Relation—, 1996, vol. 42, no. 1-2, P132-140参照。

(訳注27) 最近のロシアの国際移民研究文献として, P. A. В а р д а н я н ; В л и я н и е Р е ф о р м и р о в а н и я Э к о н о м и к и н а П р о ц е с с ы М е ж д у н а р о д н о й М и г р а ц и и < С о ц и о л о г и ч е с к и е И с с л е д о в а н и я > 1995, no. 12, p. 58-68 Рыбаковский Л. Л. и др.; Проблемы новой Миграционной Политик и в России. М., 1995 最近の国内移民の研究文献として, Л. Л. Рыба-

ковский, Н. В. Тарасова; Внутророссийская Миграция населения: нынешняя ситуация и прогноз. В. Д. Войнова, И. Г. Ушкалов; Современные Эмиграционные Процессы в России <Социологические Исследования> 1994, no. 1 p. 31-38, p. 39-49. および Н. В. Тарасова; Сельско-Городские Миграции в России: Современные Тенденции и Социально-Демографические Последствия <Социологические Исследования> 1995, no. 12, P. 48-58. なおロシア以外の文献として、移民に関するロシアの新聞記事を要約紹介した Bernd Knabe 編の Sowjetunion: Eine Emigrationswelle nach Westen? <Osteuropa-archiv> (vormals Ost-Probleme) 1992, Februar, A. 65-A79. Bernd Bentlin, Russen auf Wanderschaft <Osteuropa> 1993, no. 2, A. 64-A. 67. Roland Scharff, Migration und ethnische Mobilisierung-Bevölkerungsverschiebungen in der ehemaligen Sowjetunion- <Osteuropa-Archiv> 1993, März, no. 3 A. 113-A. 129. Bill Frelick, Faultlines of Nationality Conflict: Refugees and Displaced Persons from Armenia and Azerbaijan <International Journal of Refugee Law> 1994, vol. 6 no. 4, P. 581-619.

(訳注28) 1995年はじめに、UNHCRを中心にそれぞれ異った任務をもつ国際移民機構 International Organization for Migration (IOM) と民主的制度と人権のための欧州安保協力機構 Organization for Security and Cooperation in Europe Office for Democratic Institutions and Human Rights (OSCE/ODIHR) の3機関が各国政府と協力して、大量流民問題にかんする各地域の包括的な対策を策定するための合同事務局会議を設置した。本会議用の会議文書の本格的な作成作業をはじめめる1996年1月までには、以下のような日程で準備会議が開かれた。まず、1995年5月の第1回専門家会議開催以降は、同年7月から9月にかけて第1回地域分科会議(トビリシ, アシュガバード, キュフ) つづいて同年11月から翌年1996年1月にかけて第2回地域分科会議(トビリシ, ミンスク, アシュガバード)が開かれた。そして1996年1月23・24日両日の第2回専門家会議では、本会議用の資料作成の具体的手順が提案され、30ヶ国の政府で構成する起草委員会を結成した。同委員会はその後、1996年5月5～8日にベロルシアのミンスクで開催される最終準備委員会会議までの3ヶ月間の起草作業中にも適宜各地域の民間の専門学術機関との度かさな

る協議をもった。以上の国際諸機関の活動の背景には1994年12月5日－6日にブタベストで開催のヨーロッパ安全保障協力会議CSCEの首脳会議で採択されたブタベスト首脳会議宣言があるのではないか。同邦訳文献として吉川・川崎共訳「CSCEブタベスト文書1994—新時代の眞のパートナーシップに向けて—」＜修道法学＞17巻1号，通巻33号，1995．2号P.25－57．参照。

(訳注29) 1996年5月31日(金曜日)朝日新聞(地方紙)は、ジュネーブ30日発共同通信記事を「旧ソ連の難民問題—CISが対策会議—」のタイトルで以下のように短く伝えている。

「旧ソ連の崩壊に伴い、900万人を超えたとされる旧ソ連諸国の難民や国内避難民の問題で、包括的な対応策を話し合う独立国家共同体(CIS)難民会議が、30日からジュネーブで始まった。

会議は、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)、国際移住機関(IOM)、欧州安保協力機構(OSCE)が主催、日本を含む約60カ国の代表が参加して2日間の日程で開く。」

また同日の地方紙四国新聞では「旧ソ連難民で対策、900万人、紛争化防止も探る—CIS会議」のタイトルで同じ共同通信記事をやや詳しく以下のように伝えている。

「旧ソ連の崩壊に伴い、900万人を超えたとされる旧ソ連諸国の難民や国内避難民の問題で、包括的な対応策を話し合う独立国家共同体(CIS)難民会議が、30日からジュネーブで始まった。

会議は、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)、国際移住機関(IOM)、欧州安保協力機構(OSCE)が主催、日本を含む約60カ国の代表が参加して2日間の日程で開く。

第二次大戦後最大で、最も複雑とされるCIS難民問題が、旧ユーゴスラビア紛争のような大きな混乱に発展するのを防ぐため、「行動計画」を採択、CISの安定化を進めるのが狙いだ。

UNHCRの報告によると、人口規模で最大の問題は、ソ連時代に旧ロシア共和国から他の共和国に移り住んだ2,500万人以上のロシア人。ソ連崩壊、CIS発足で、これらロシア人は少数民族となり約300万人がロシアに戻ったが、住宅難など受け入れに伴う問題が深刻化している。」

(訳注30) IOM and UNHCR 1996 Joint Appeal-Follow-up to the Conference to address the problems of refugees, displaced persons, other forms of involuntary displacement and returnees in the countries of the Commonwealth of Independent States and relevant

neighbouring states-, Geneva, 2 July 1996. 同文書は付属のAnnexを入れて18ページ。ボンのBad Godesberg駅近くにあるUNHCR支部で入手。なお96年5月30・31日のCIS本会議に提出されたProgram of Action の草案は同年5月8日のミンスクでの準備会議で修正されたわずか31ページの文書ではあるが、その内容は包括的な基本方針しか決定していない（同行動綱領草案はSiegburg のZDWFのご好意で参考にできた。）が、1993年末以来精力的に連続して行なわれた一連の分科・専門家会議の審議の成果でもあり、今後のロシア・東欧移民政策の策定に重要な意味をもつものとする。なお、1996年1月に作成のこれまでの審議経過を報告した本会議用の資料は、すでにUNHCR発行のヨーロッパ・シリーズとして2巻にまとめられているので、その審議の概容を知ることができる。（第1巻、229ページ、第2巻、144ページ）また、同地域分科会議の審議過程の簡単な紹介は、Arthur C. Helton, A Regional Conference on Migration in the former Soviet Union: Crucial Opportunities for the International Community < International Journal of Refugee Law > vol. 7, no. 3, 1995 July p. 501-503. Oxford University Press. 参照。

附記。（注）はLarrabee 論文（訳注）は筆者の付したものである。

なお、ドイツの移民法案や在住トルコ人社会の実態については、野中恵子女史の「ゾーリンゲンの悲劇」三一書房 1996年刊P.202-207および「ドイツのなかのトルコ移民社会の証言」拓植書房 1993年刊、内藤正典編「トルコ人のヨーロッパー共生と排斥の多民族社会」明石書店 1995年刊また、偽造パスポートによる不法脱出行を記録した1997年5月2日放映のTV、NHK海外ドキュメンタリー「イラクからの脱出・祖国なきクルド人兄弟」は中東欧移民の現状を知る貴重な映像である。

本論文に関連した近刊の文献をあげておく。

Chapin, Wesley, D., Germany for the Germans? The Political Effects of International Migration (Contributions in Political Science 381) 192 pp. 1997. International Migration in Central and Eastern Europe and the Commonwealth of Independent States. (Sales No.: GV. 96.0.22) (ECE Economic Studies 8). Carlier, Jean-Yves and D. Vanheule (eds.) - Europe and Refugees: A challenge? ; L'Europe et les réfugiés; Un défi? 2 Vols. '97. Who is a Refugee? : A comparative case law study. Set of 2 Vols. (Kluwer Law, Int'l, NLD) Röscher-Metzler, Migration in der Ukraine および Markus H. Müller, Die Anordnung von Abschiebungshaft bei Kirchenasyl < ZAR > 4 / 1996 P. 165-174.

On the Legal Problems of East-West Migration in the Eastern Europe and Russia.

Kenjiro Nakamura

Abstract

This article (1) examines the pattern and possible dimensions of migration from the former Soviet Union, (2) discusses the problems posed for Eastern Europe by increased migration from the former Soviet Union and the efforts undertaken by these countries to cope with this increased migration, (3) focuses on the problem of migration within Eastern Europe itself, that is, from one East European country to another, (4) examines the social and political impact of migration from the East to the Federal Republic of Germany which is the main recipient of the emigrants from the East, the constitutional and policy dilemmas that this migration poses on Germany and EU, (5) focuses also on the future policy agenda and the legal ways in which East and West countries might cooperate to control and manage the population outflows. Most of the investigations on these problems refer F. S. Larrabee's thesis, except Chapter 1. and 8.

吉川 淑人 著 吉川 淑人 著

平野 幸三 著 平野 幸三 著

高松大学 高松大学

高松大学 高松大学

高松大学紀要

第 27 号

平成 9 年 3 月 20 日 印刷

平成 9 年 3 月 20 日 発行

編集発行 高松大学
高松短期大学
〒761-01 高松市春日町960番地
TEL (0878) 41-3255
FAX (0878) 41-3064

印刷 株式会社 美巧社
高松市多賀町 1-8-10
TEL (0878) 33-5811